

令和7年度 事業報告

1 概況

(1) 赤字決算の継続

財政に関しては、法人全体の経常増減差額は△39,031千円となり、大幅なマイナスとなりました。6年度の△68,721千円に比べ、3千万円近く改善しましたが、令和3年度から5年連続の赤字決算となりました。長期に改善は見られたもののグループホームの赤字が拡大するなど、全体としてのトレンドは必ずしも改善に向かっていません。稼働率の低迷に加え、物価上昇に伴う光熱水費をはじめとする経費の増加、退職者の増加に伴う職員補充のための採用経費の負担が重くなっています。

(2) 稼働率の低迷

長期については、在籍者数のこれ以上の増加が難しい中、入院日数の改善により大幅に赤字が減少しましたが、なお△25,447千円の赤字となり、稼働率も92.1%となっています。デイサービスも年間平均68.3%と低迷しており、グループホームも97.2%でした。いずれのサービスも、競合が増える中、潜在的な利用者数が伸びず、競争が激化する中で稼働率を落としています。

(3) 人手不足

令和7年4月2日～令和8年4月1日までの退職者が25名に達する一方で、採用は24名にとどまりました。差し引きは1名ですが、元から必要な職員数を確保できていない状況であったため、引き続き募集しつつ、日雇アルバイトと派遣により不足分を手当てする状況が続いています。

日雇バイトの雇用予定は、6月には月間で5名程度の予定となるまで減少させていますが、派遣職員は、介護及び看護で、6月1日現在5名となっており、うち看護及び夜勤専従の介護員が、それぞれ2名とコストアップの要因となっています。

職員の充足を目指し、精力的に職員を採用していますが、6月には、2名の採用に対し3名が退職という状況です。教育訓練期間を考慮すると、入職から少なくとも3カ月程度は戦力にならないうえ、その間、教育を担当する職員にも新たな負荷がかかりますので、人手不足が相当深刻な状況です。

(4) 虐待認定

京都市から、長期の入浴回数について、運営基準に定められた週2回以上という回数を達成できておらず、ネグレクトに当たるとして虐待認定を受けました。大きな要因は、職員不足であるため、運営基準の順守を最優先とすることを再徹底し、6月以降は、短期の入退所日を平日のみに限定することで、これまで毎日1名を配置していた短期の送迎等のみの担当者を置かず、相談員が送迎も担当することとしています。これにより、介護職員1名増と同様の効果を得ていますが、一方で、短期の定数を16床に減じることとなりました。

(5) 今後の展開

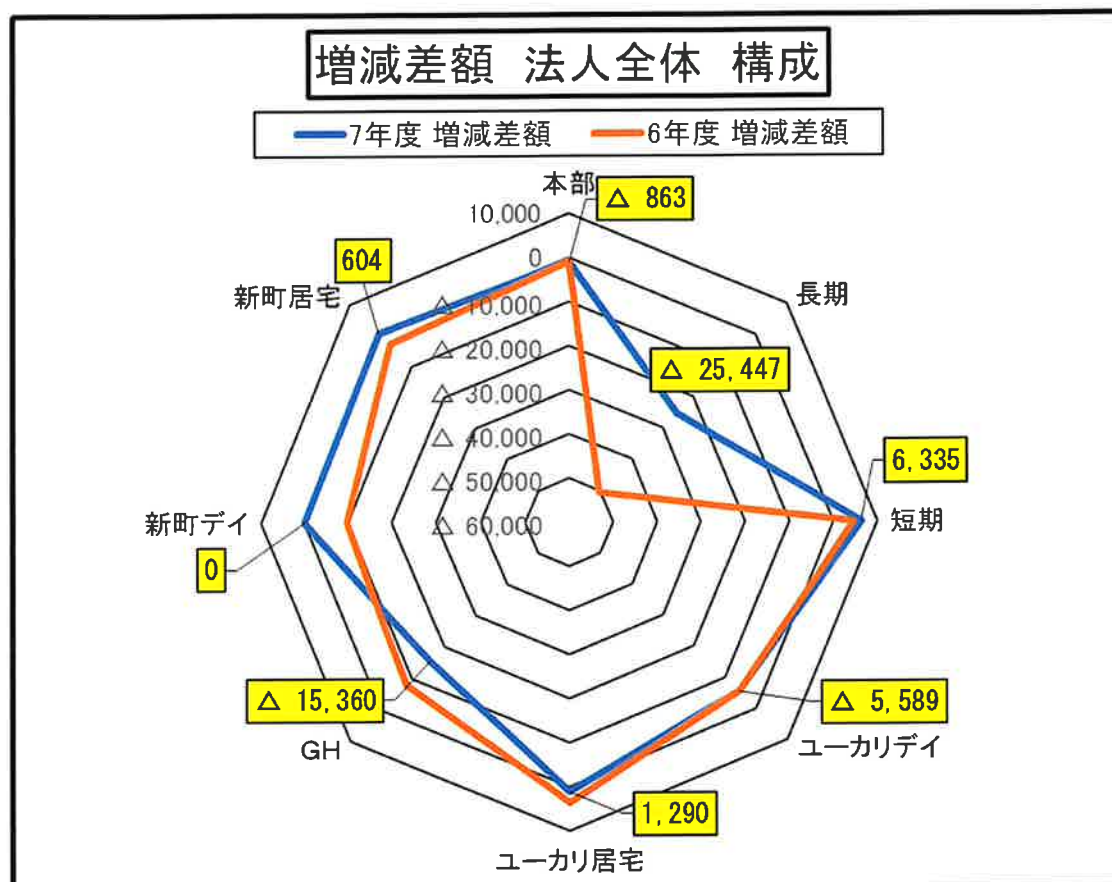
財政状況の改善に向けた取組が重要となっていますが、運営基準の未達成は、直ちに施設の存立に影響することとなりますので、運営基準の達成の再確認と、持続可能な運営の確保に最優先で取り組むこととします。

このため、業務の内容の効率化に併せ、必要な職員数の確保に注力してまいります。

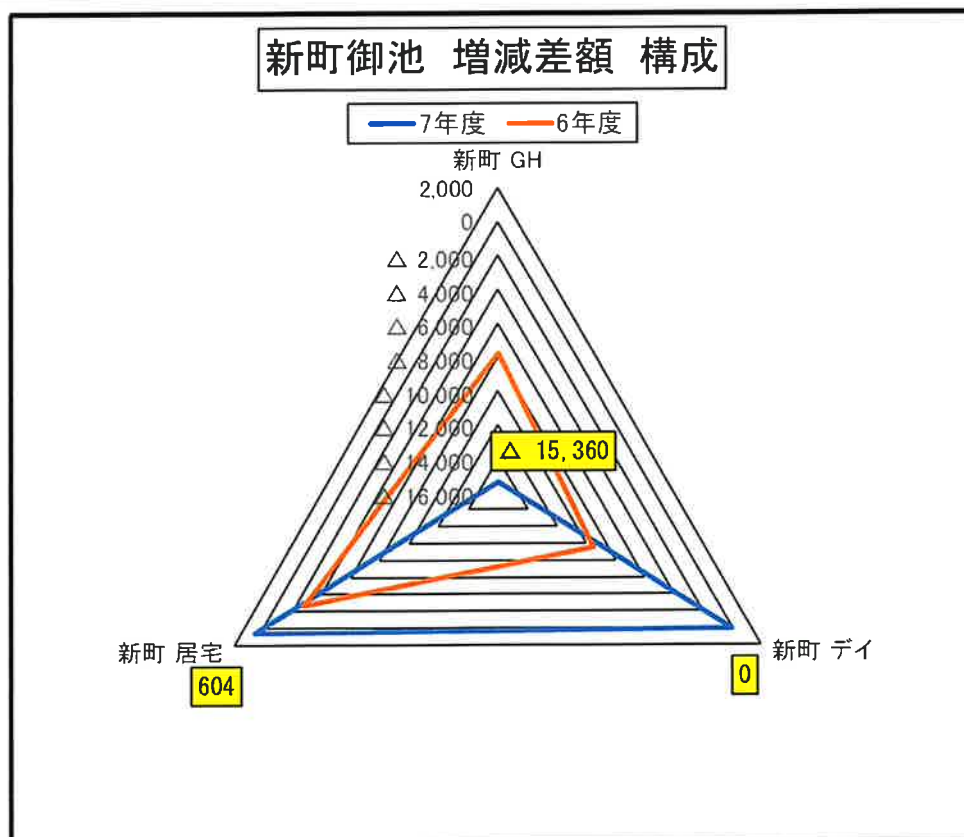
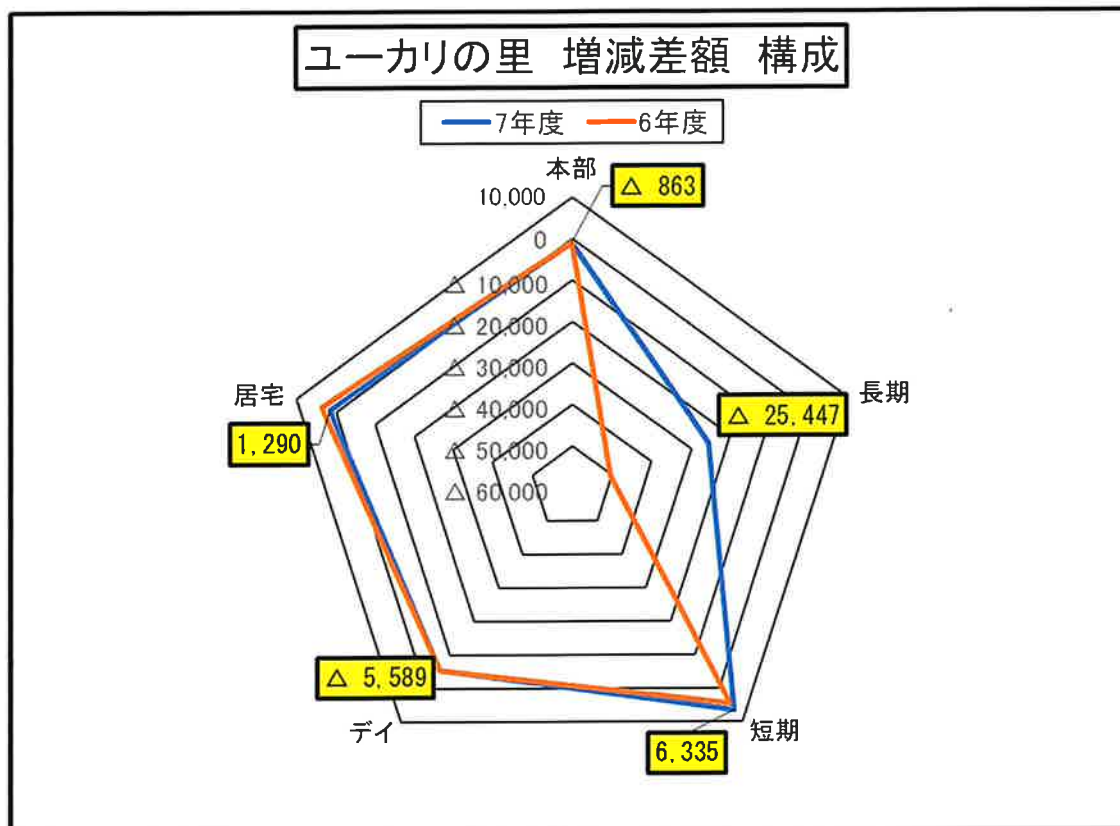
2 令和7年度決算について

(1) 法人全体の収支について

法人全体の経常収支については、サービス活動の収益が6年度より14,910千円増の730,190千円となり、費用が年度より13,426千円減の772,148千円となったことから、サービス活動の増減差額は△41,958千円となりました。サービス外活動を含む経常増減差額は、△39,031千円となり、6年度から29,691千円の増となっています。



(2) ユーカリ及び新町御池の経常増減差額の概要



(3) 収支悪化の状況

サービス活動外を含む経常増減差額をみると、主要な事業がマイナスとなりました。ユーカリの長期及びデイサービスが、△25,447千円及び△5,589千円、新町御池のグループホーム△15,360千円となりました。

(4) 事業別の収支状況について

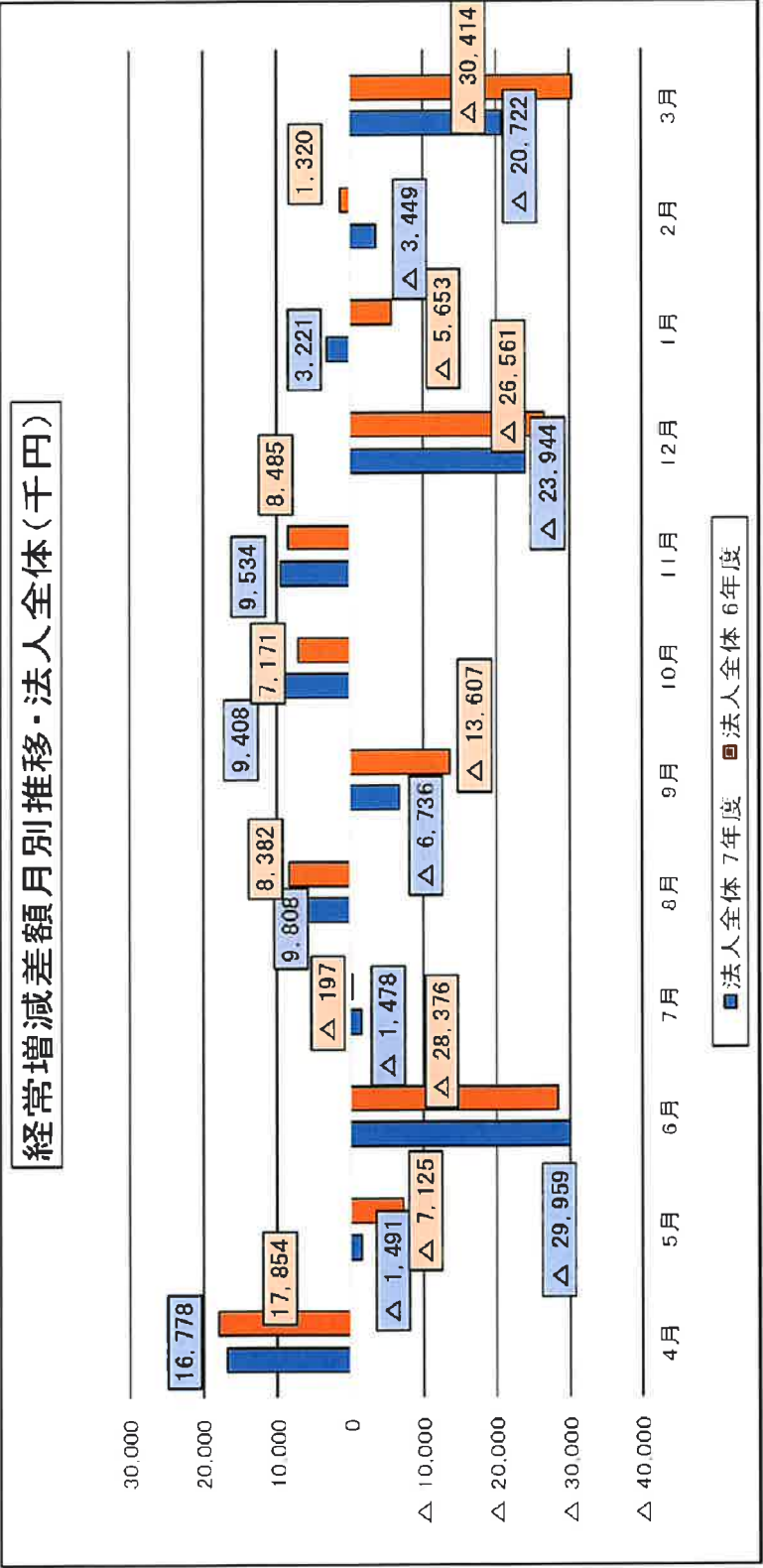
			ユーカリの里					新聞御池				
			本部	長期	短期	デイ	居宅	計	GH	デイ	居宅	計
			7年度	354,076	90,423	73,929	30,047	548,474	163,821	0	17,895	181,716
サービス活動	収益	6年度	0	340,998	92,335	73,469	32,847	539,649	158,577	5,511	11,544	175,632
		増減(7-6)	0	13,078	△ 1,912	460	△ 2,800	8,826	5,244	△ 5,511	6,352	6,085
	費用	7年度	863	381,804	84,164	80,017	28,826	575,673	179,183	0	17,292	196,475
サービス活動外		6年度	854	392,373	87,887	79,502	29,292	589,909	166,304	15,067	14,294	195,665
		増減(7-6)	9	△ 10,569	△ 3,724	515	△ 467	△ 14,236	12,879	△ 15,067	2,998	810
	差額	7年度	△ 863	△ 27,728	6,259	△ 6,088	1,221	△ 27,199	△ 15,362	0	604	196,475
サービス活動		6年度	△ 854	△ 51,375	4,448	△ 6,033	3,554	△ 50,260	△ 7,727	△ 9,557	△ 2,750	195,665
		増減(7-6)	△ 9	23,647	1,812	△ 55	△ 2,333	23,062	△ 7,635	9,557	3,354	810
	収益	7年度	0	3,616	405	664	70	4,754	3	0	0	3
サービス活動外		6年度	0	2,359	412	714	57	3,541	3	1	0	4
		増減(7-6)	0	1,258	△ 7	△ 50	12	1,213	0	△ 1	0	△ 1
	費用	7年度	0	1,336	329	165	0	1,830	0	0	0	0
サービス活動		6年度	0	1,440	355	178	0	1,972	0	0	0	0
		増減(7-6)	0	△ 104	△ 26	△ 13	0	△ 143	0	0	0	0
	差額	7年度	0	2,281	75	499	70	2,924	3	0	0	3
サービス活動外		6年度	0	919	56	536	57	1,569	3	1	0	4
		増減(7-6)	0	1,362	19	△ 37	12	1,356	0	△ 1	0	△ 1
	経常増減差額	7年度	△ 863	△ 25,447	6,335	△ 5,589	1,290	△ 24,274	△ 15,360	0	604	△ 14,756
サービス活動		6年度	△ 854	△ 50,457	4,504	△ 5,497	3,612	△ 48,692	△ 7,724	△ 9,555	△ 2,750	△ 20,030
		増減(7-6)	△ 9	25,009	1,830	△ 92	△ 2,321	24,417	△ 7,635	9,555	3,354	5,274
												29,691

(5) 経常増減差額の月別推移

ア 法人全体

経常増減差額の月別推移を見ると、マイナスとなった月が、5月から7月まで、9月、12月、2月及び3月の7月と、6年度同様に過半の月でマイナスとなりました。

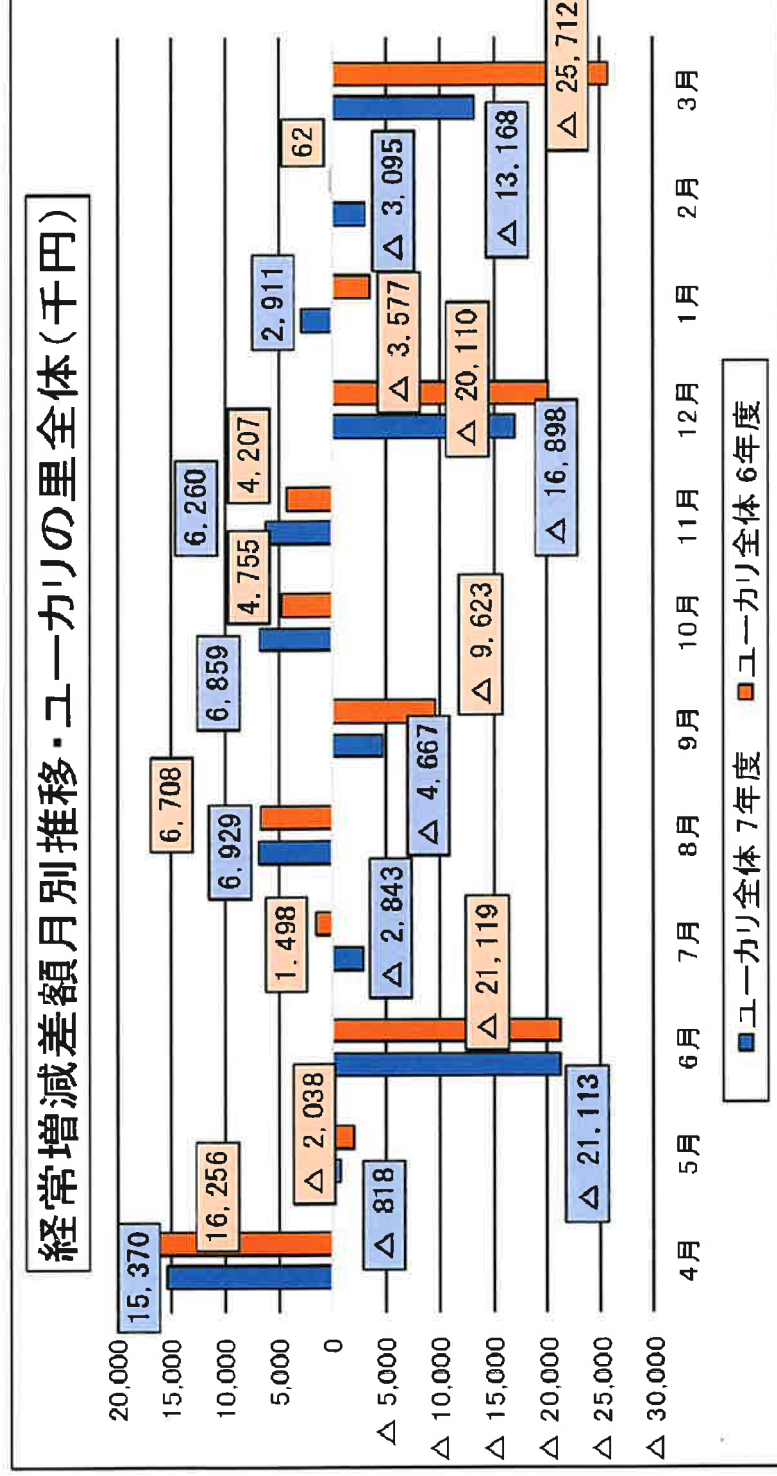
事業所	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
法人	7年度	16,778	△ 1,491	△ 29,959	△ 1,478	9,808	△ 6,736	9,408	9,534	△ 23,944	3,221	△ 3,449	△ 20,722
全体	6年度	17,854	△ 7,125	△ 28,376	△ 197	8,382	△ 13,607	7,171	8,485	△ 26,561	△ 5,653	1,320	△ 30,414



イ ユーカリ

ユーカリ 全体の増減差額の月別推移も全体と同様に、過半の7月でマイナスとなっています。

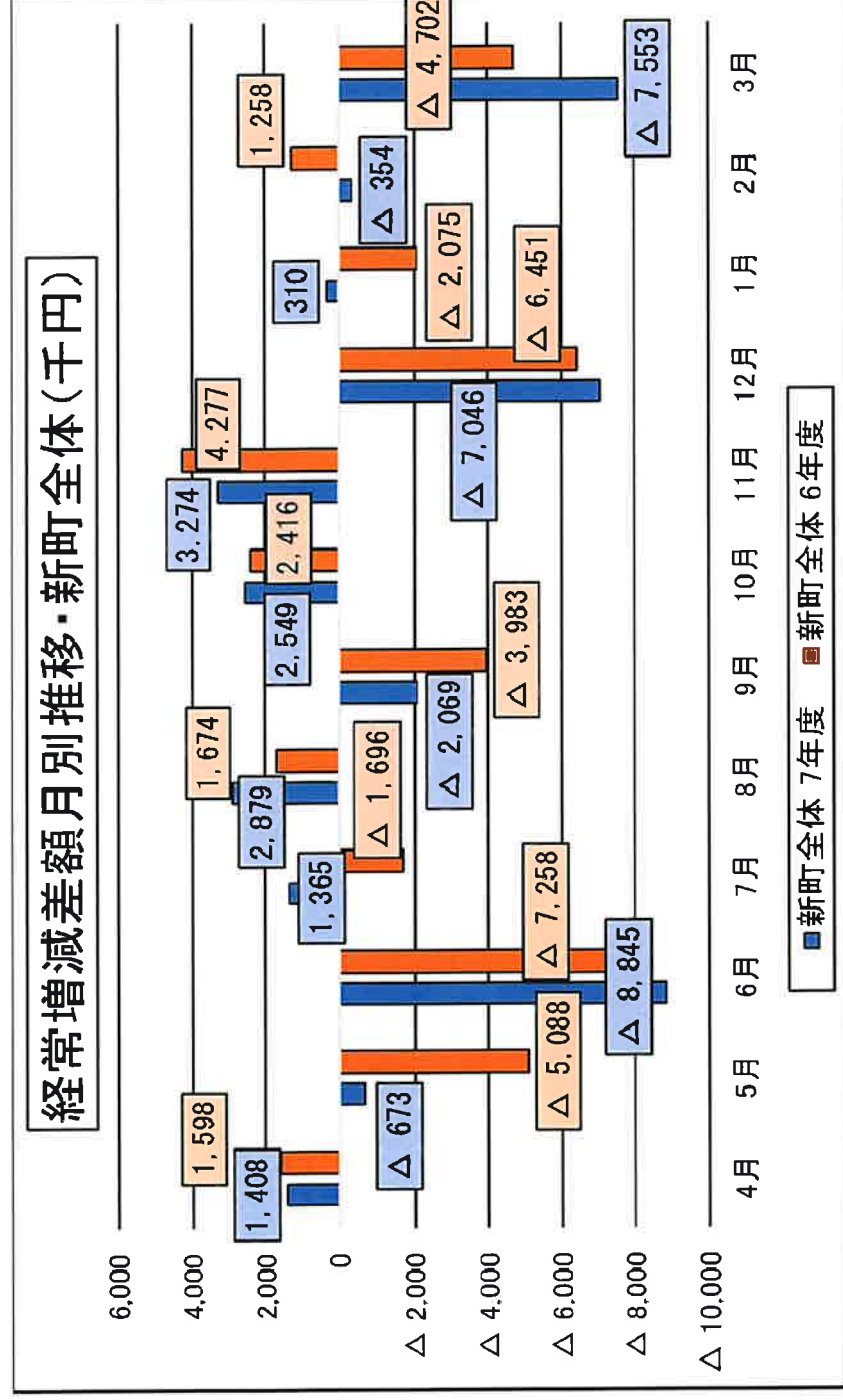
事業所	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ユーカリ 全体	7年度	15,370	△ 818	△ 21,113	△ 2,843	6,929	△ 4,667	6,859	6,260	△ 16,898	2,911	△ 3,095	△ 13,168
	6年度	16,256	△ 2,038	△ 21,119	1,498	6,708	△ 9,623	4,755	4,207	△ 20,110	△ 3,577	62	△ 25,712



ウ 新町御池

新町御池の増減差額の推移も全体と同様に、過半の7月でマイナスとなっています。

事業所	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新町	7年度	10,028	△ 1,645	△ 13,560	△ 3,154	4,433	△ 3,732	3,424	2,853	△ 11,150	1,299	△ 3,148	△ 11,095
全体	6年度	9,932	△ 5,175	△ 15,562	△ 675	2,555	△ 7,398	1,769	2,428	△ 14,118	△ 2,582	△ 2,054	△ 19,576

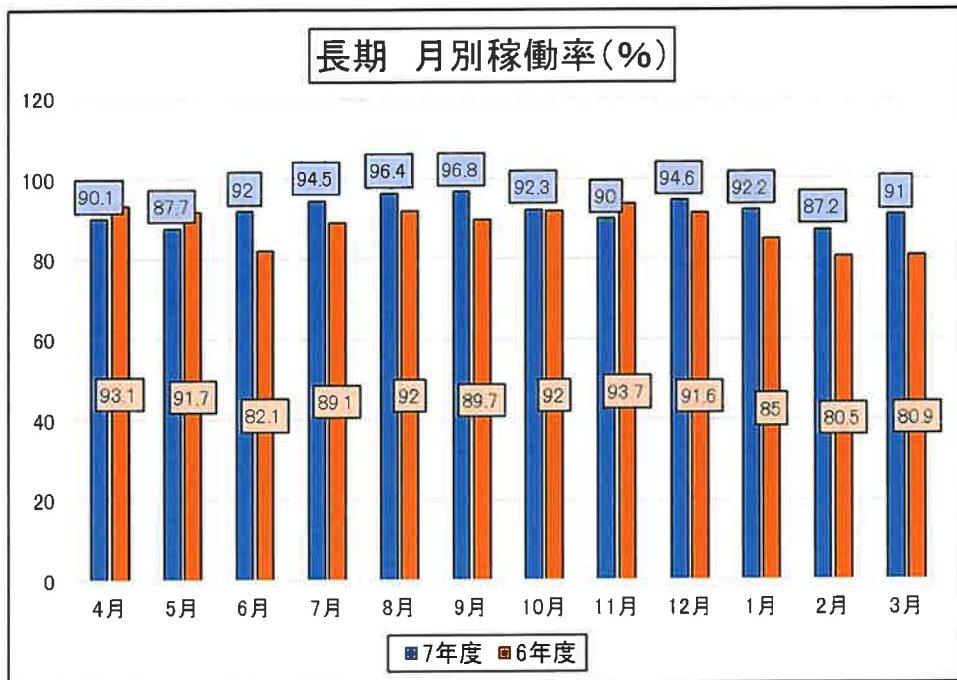


3 各事業の運営状況

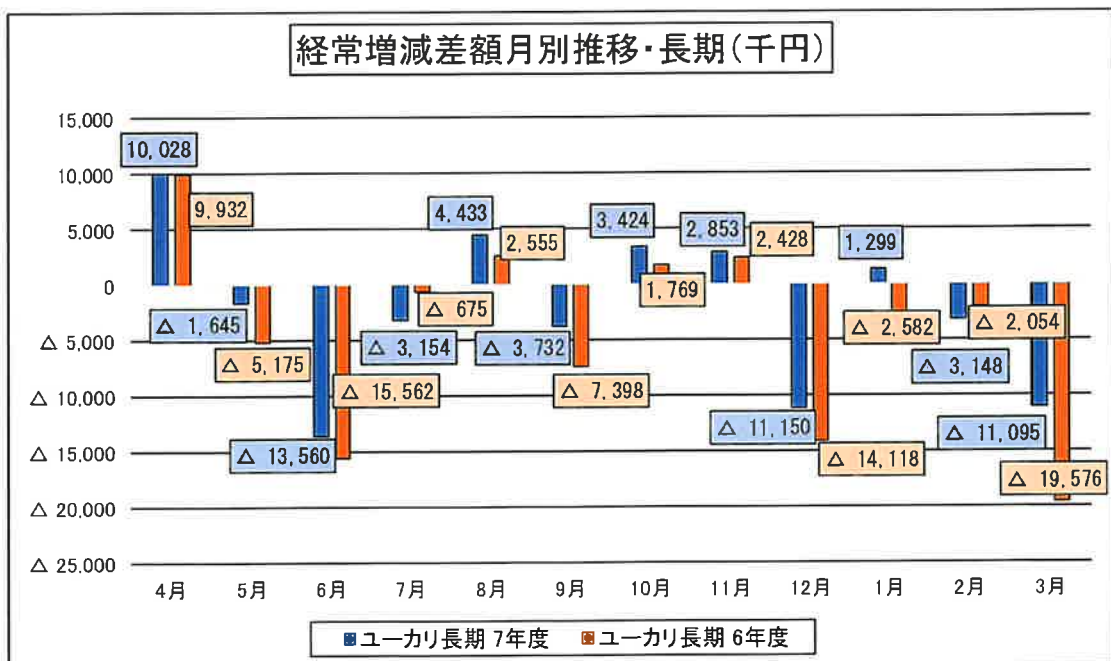
(1) ユーカリの里

ア 長期事業

令和7年度の平均稼働率は、前年度比3.6%増の92.1%となりました。4月と11月を除いて前年度を上回りました。



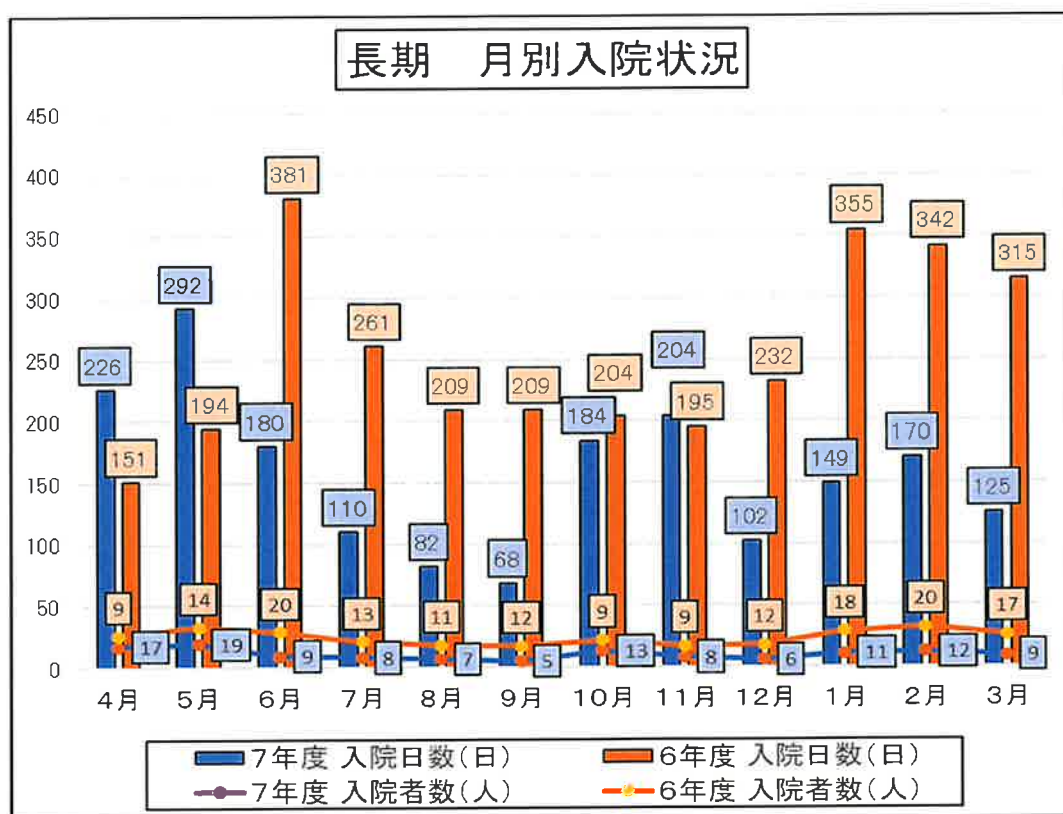
経常増減差額の月別推移をみると、5月から7月まで、9月、12月、2月から3月までの7月がマイナスとなりました。



令和7年度の延べ入院日数は、前年度比日1,156日減の1,892日となり、延べ入院者数も40名減の124名と激減しています。京都博愛会病院との調整が進んだことで、6月以降は入院数が大幅に減りました。10月から11月が多くなっていますが、新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生の影響によるものです。

月別入院状況

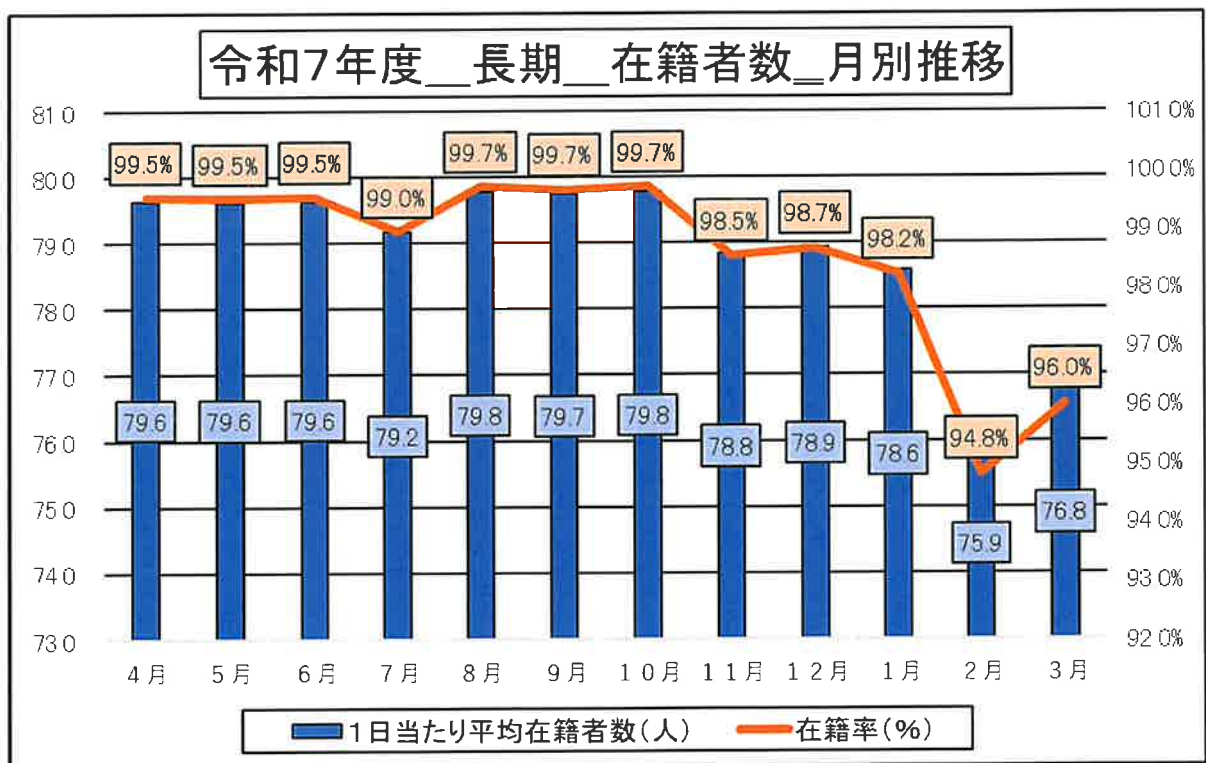
年度	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
7年度	日数	226	292	180	110	82	68	184	204	102	149	170	125	1,892
	入数	17	19	9	8	7	5	13	8	6	11	12	9	124
6年度	日数	151	194	381	261	209	209	204	195	232	355	342	315	3,048
	入数	9	14	20	13	11	12	9	9	12	18	20	17	164



在籍者数は、年間平均で78.9名、在籍率は98.6％でした。2月及び3月に在籍者が減少しているのは、入浴回数不足の指摘を受け、体制を確保するため、いったん新規入所を停止したことによるものです。この停止は、体制確保への効果が少ないと判断し、すでに解除しています。

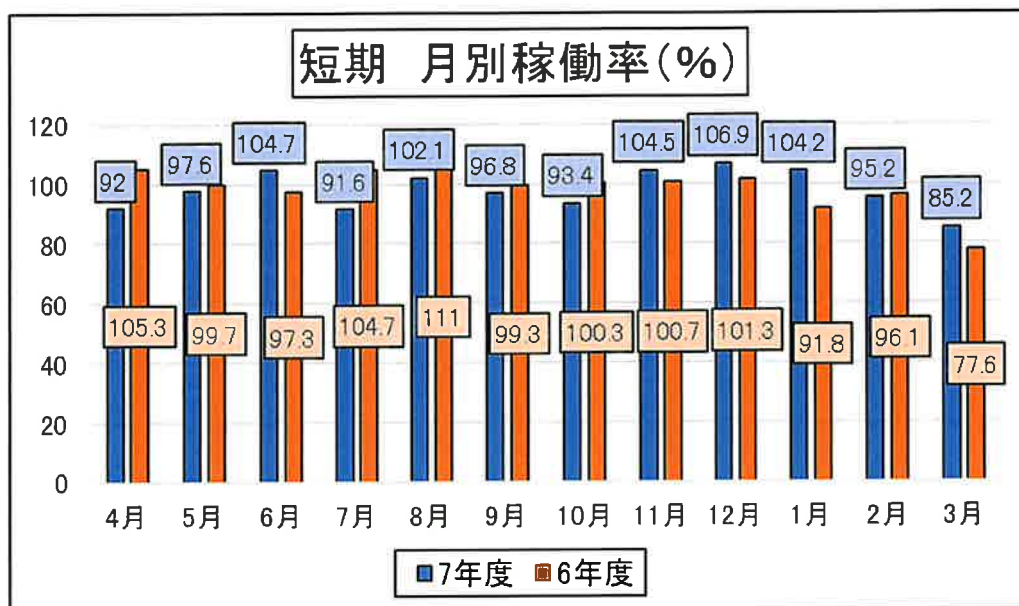
この停止を除くと概ね99％を超える在籍率であり、入所数の増加の余地は、ほとんどありません。赤字幅の最も大きい長期の収支の改善のためには、入院日数の改善が重要なことが分かります。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
1日当たり在籍者数(人)	79.6	79.6	79.6	79.2	79.8	79.7	79.8	78.8	78.9	78.6	75.9	76.8	78.9
在籍率(%)	99.5%	99.5%	99.5%	99.0%	99.7%	99.7%	99.7%	98.5%	98.7%	98.2%	94.8%	96.0%	98.6%

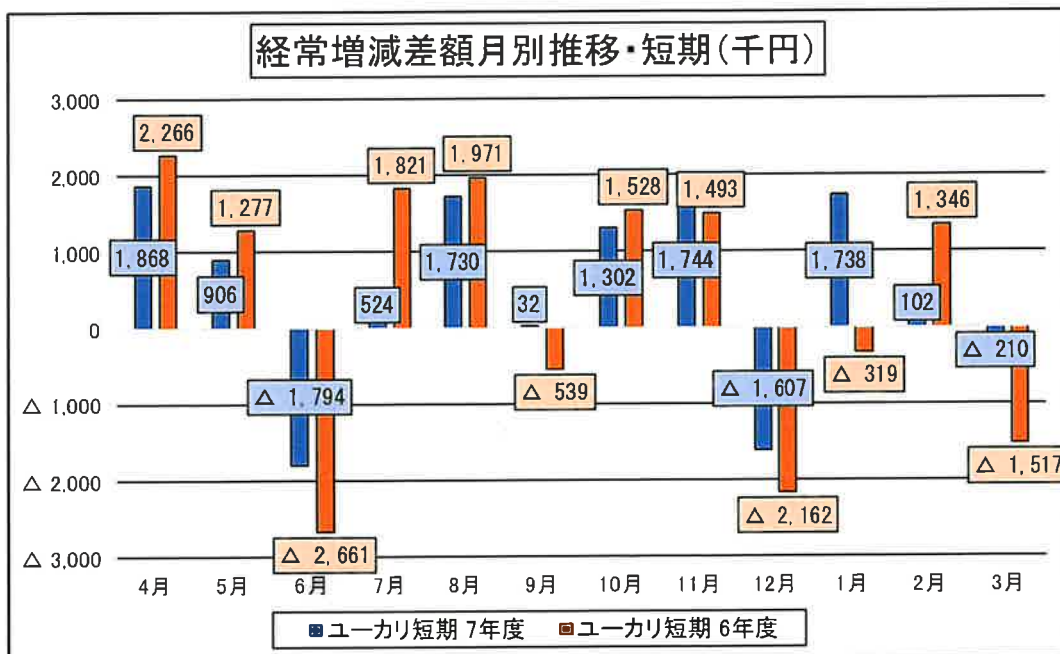


イ 短期事業

令和7年度の平均稼働率は、0.9%減の97.9%となりました。2月以降は、入浴対応のため、入退所時期を平日限定にしたことで、申込数等に影響があり、稼働率を落としています。そのほか、稼働率を上げるため、長期在室の方の割合を積極的に多くしていたところ、入所等で突然利用がなくなった場合の影響が大きく、4月、7月、9月10月など稼働率が落ちています。

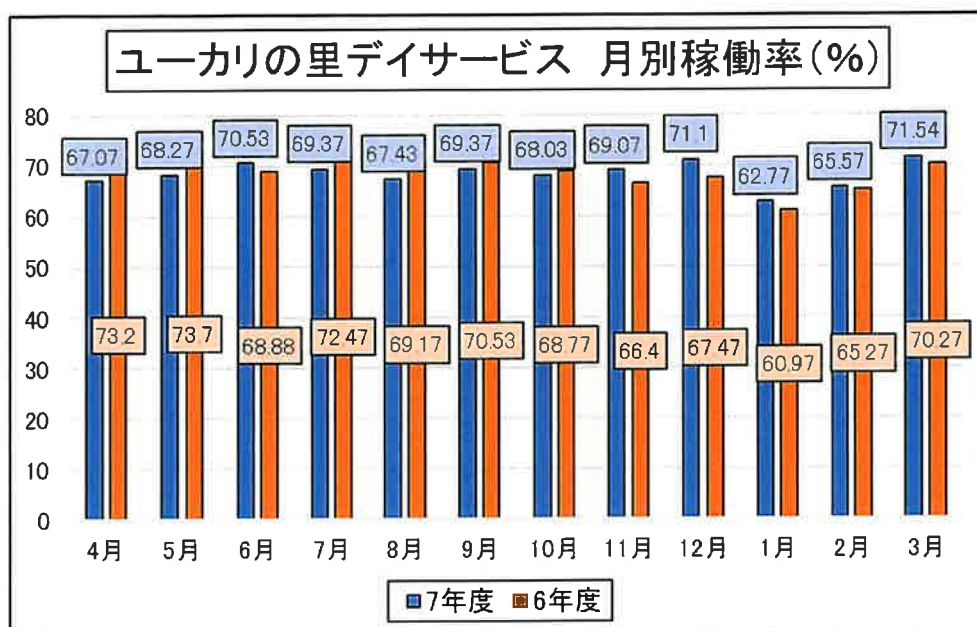


経常増減差額の月別推移をみると、賞与等の影響のある6月12月及び3月にマイナスとなっています。

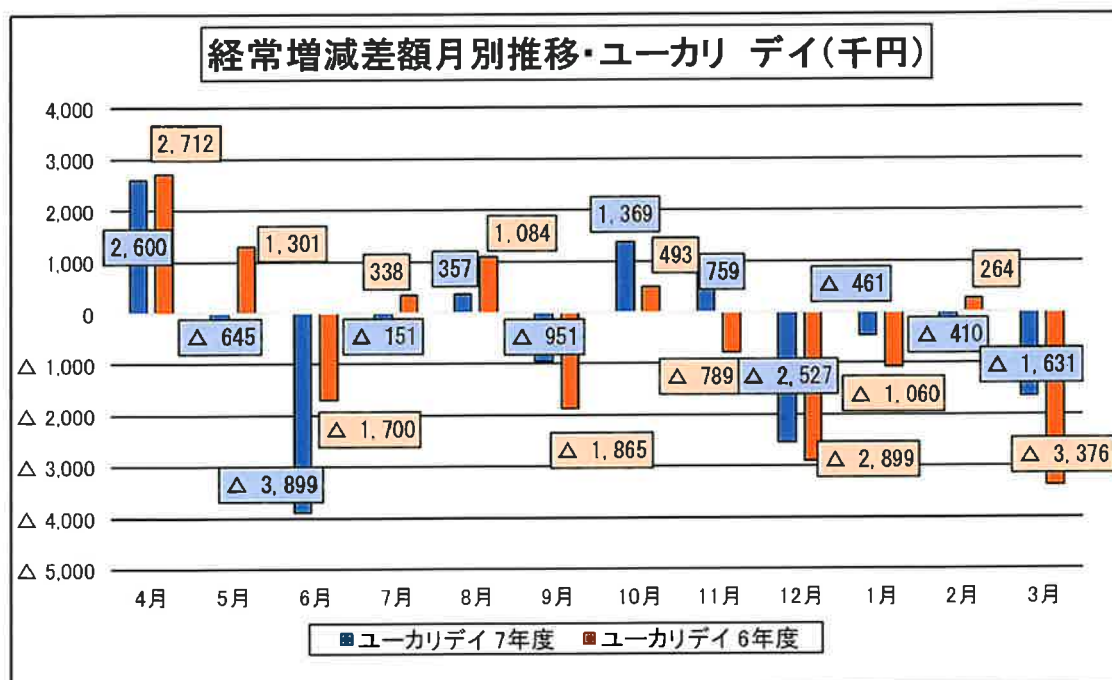


ウ ユーカリの里 デイサービス

令和7年度の平均稼働率は、0.6%減少し、68.3%となりました。低い稼働率の中でも、12月以降はわずかに6年度を上回る稼働率となっています。

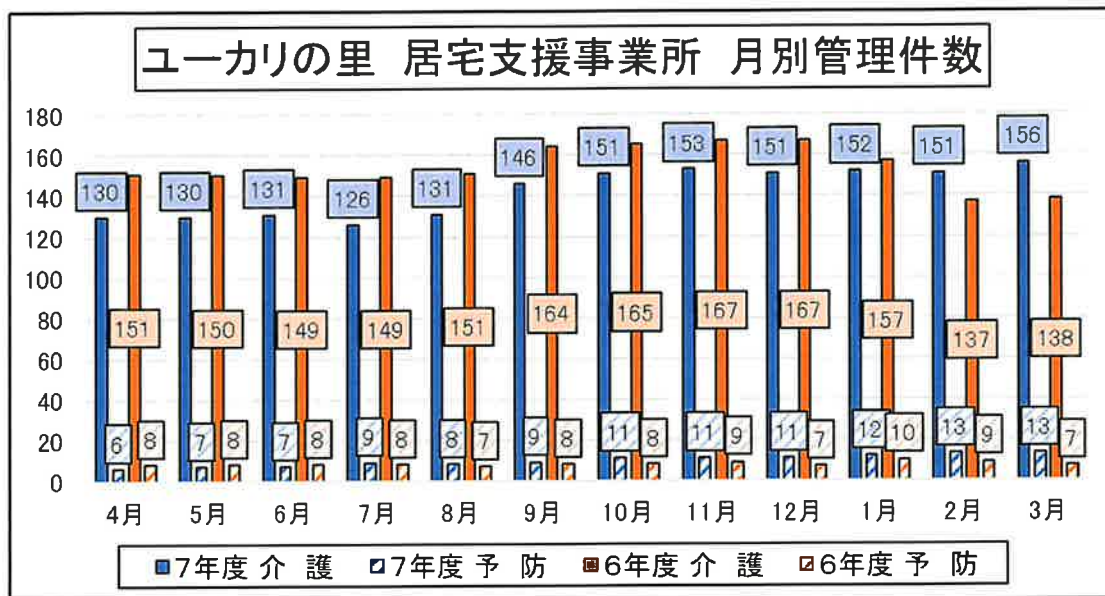


経常増減差額については、6月、9月、11月、12月、1月及び3月と半数の月でマイナスとなりました。

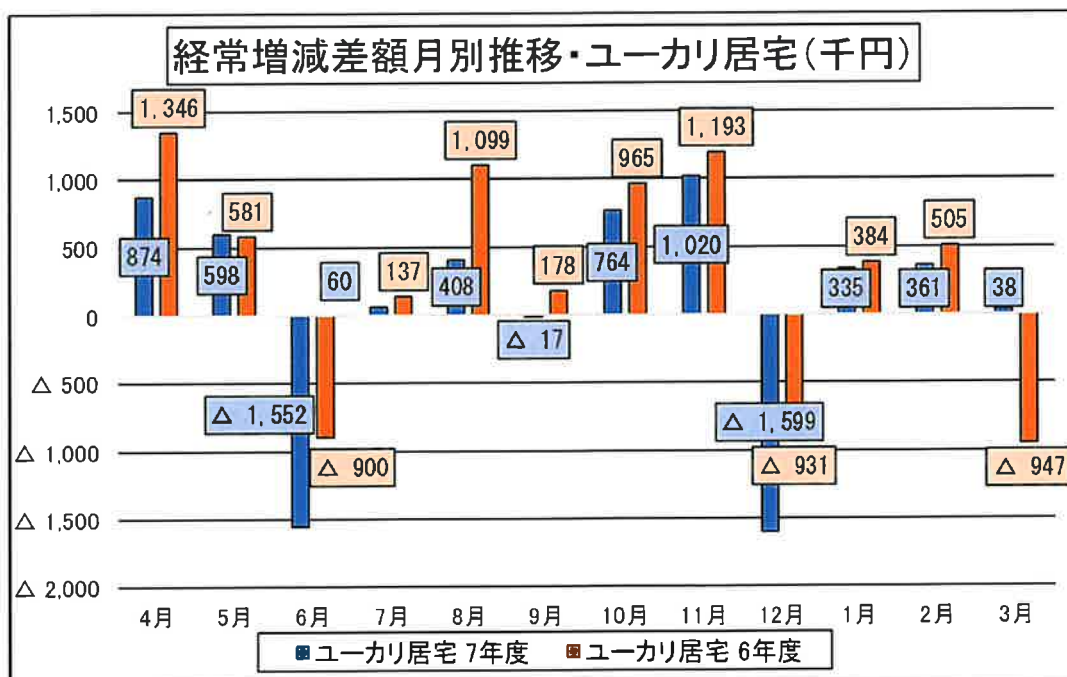


エ 居宅介護支援事業所

令和7年度の介護給付管理件数の平均は、介護と予防を合せ、前年度比13.2件減の152.1件となりました。職員1名が6年度末に退職し、7月から新たに未経験ケアマネジャーを補充していますが、いったん減った件数を元に戻すのは、新規顧客獲得が必要となるほか、案件ごとに新任ケアマネジャーと利用者様、ご家族様との関係構築等に相当の時日を要することもあるため、現在までのところ、6年度の最高件数には達していません。



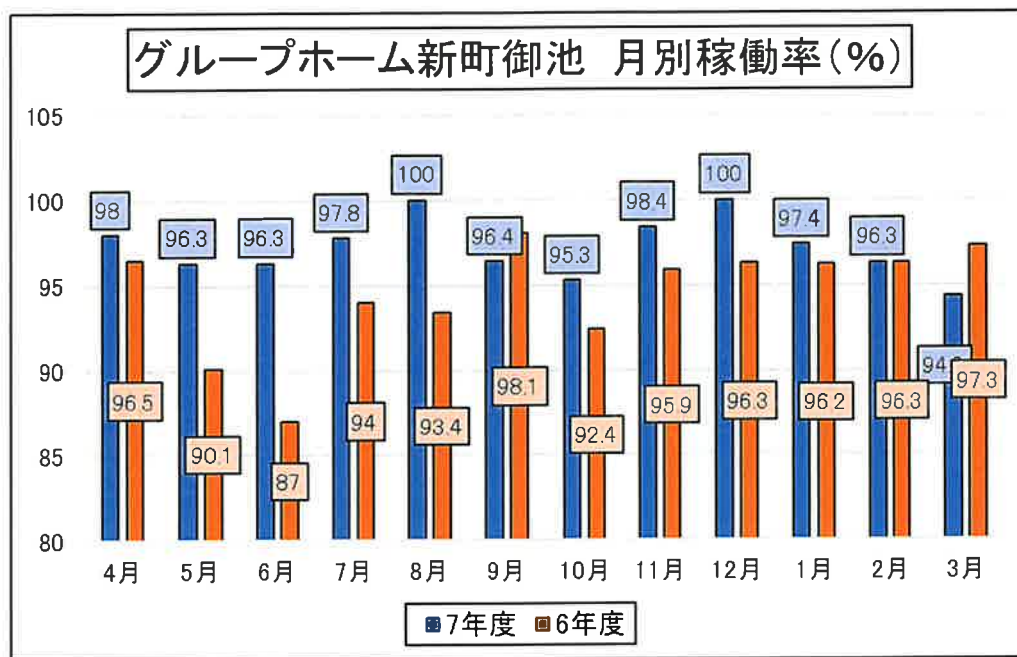
経常増減差額については、賞与支給月がマイナスの結果となっています。



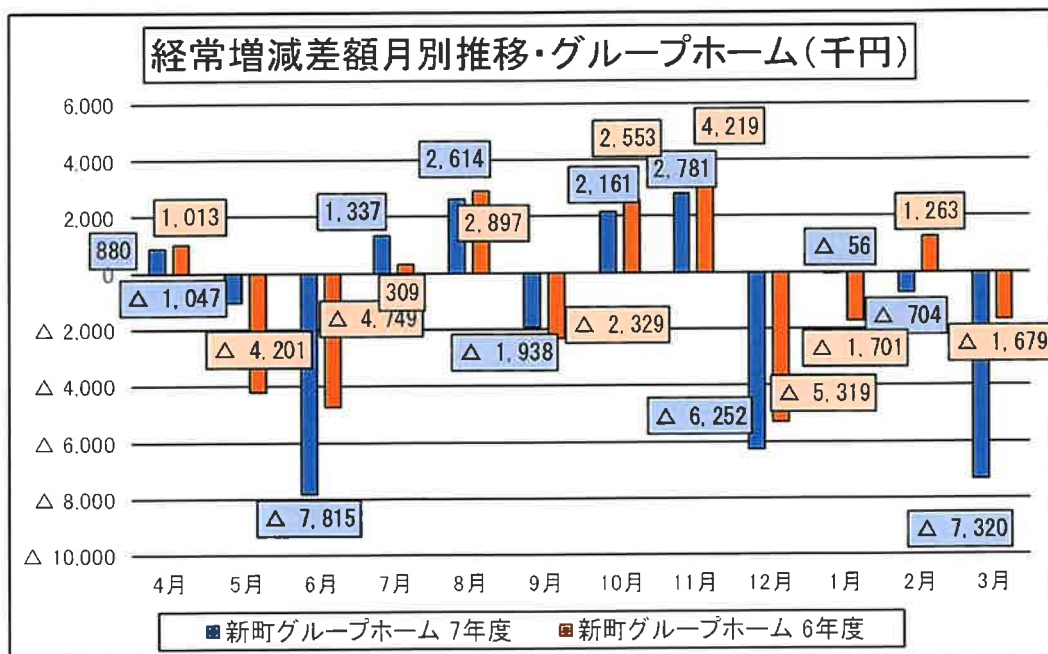
(2) 新町御池

ア グループホーム新町御池

令和7年度の平均稼働率は前年度比2.7%増の97.2%となりました。月別にみると、9月、2月及び3月を除いていずれの月も6年度を上回っています。

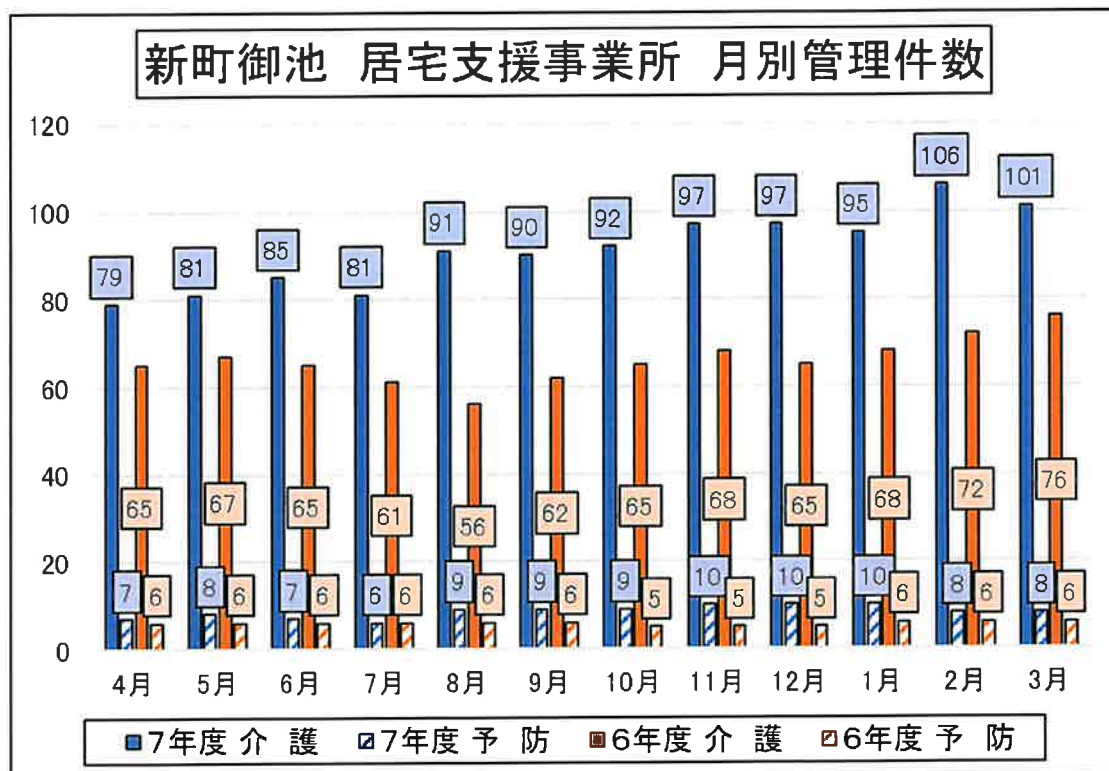


経常増減差額については、黒字、赤字にかかわらず、6年度を上回ったのは、5月、7月、9月のみでした。そのほかの月は6年度を下回っています。

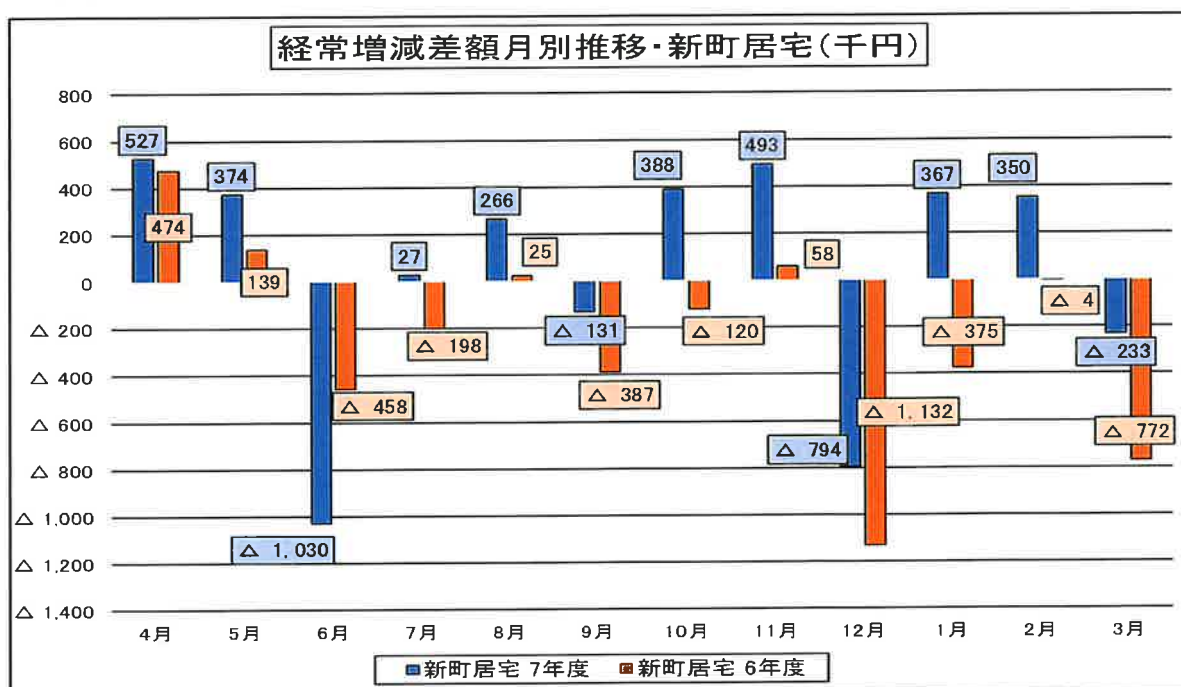


イ 新町御池 居宅介護支援事業所

令和7年度の介護給付管理件数の平均は、介護と予防を合せて、前年度比28.1件増の99.7件となりました。月別では、いずれの月も6年度を上回りました



経常増減差額については、6月、9月、12月及び3月がマイナスとなっています。



4 職員体制・職員研修

(1) 職員体制

職員体制については、令和7年4月1日現在の108名から、翌4月2日以降令和8年4月1日までの間の採用が28名（うち常勤職員18名）、退職が25名（うち常勤職員14名）あり、令和8年4月1日現在の職員数は、派遣職員を含めて110名となりました。

採用28名のうち24名が有料の紹介サイト又は紹介会社からの紹介によるものです。紹介サイトの場合は、220,000円から660,000円の経費が、紹介会社の場合は、一人当たり330,000円から1,353,330円までの委託料の支払が発生し、7年度の経費の合計は、15,094,268円となっています。

新たに採用された職員は、資格と経験を有する者であっても、概ね3か月、人によっては、さらに、それ以上の期間をかけて独り立ちできる程度まで教育訓練することが必要となります。教育訓練期間中は、指導役の職員も必要であって、他の職員への負荷が相当高くなってしまいます。

【令和7年4月1日現在職員数】

種別		介護職員		看護職員	事務	介護支援専門員	管理栄養士	計
		介護福祉士	その他					
ユーカーの里	管理部	0	0	0	5	0	1	6
	看護部	0	0	5	0	0	0	5
	介護部	38	10	0	0	4	0	52
	デイ	7	3	2	3	0	0	15
	居宅支援	0	0	0	0	4	0	4
	計	45	13	7	8	8	1	82
新町御池	GH	19	3	0	0	0	1	23
	居宅支援	0	0	0	0	3	0	3
	計	19	3	0	0	3	1	26
	総計	64	16	7	8	11	2	108

※職員数には派遣職員を含む。

※事務職員にはデイサービスの運転手、機能訓練指導員を含む。

【職員出入り状況（令和7年4月2日～令和8年4月1日）】

所属		常勤			契約、嘱託、派遣			合計 差引 増△減
		採用	退職	差引 増△減	採用	退職	差引 増△減	
ユーカーの里	管理部	1		1			0	1
	看護部	1	△2	△1	3	△2	1	0
	介護部	7	△12	△5	11	△10	1	△4
	デイ	1	△1	0			0	0
	居宅	1		1			0	1
	計	11	△15	△4	14	△12	2	△2
新町御池	GH	9	△3	6	6	△8	△2	4
	居宅			0			0	0
	計	9	△3	6	6	△8	△2	4
総計		20	△18	2	20	△20	0	2

※ 職員の採用、退職の欄は、所属間の人事異動による増減を含む。

【令和8年4月1日現在職員数】

種別		介護職員		看護 職員	事務	介護支援 専門員	管理 栄養士	計
		介護 福祉士	その他					
ユーカーの里	管理部	0	0	0	5	0	2	7
	看護部	0	0	5	0	0	0	5
	介護部	36	10	0	0	3	0	49
	デイ	8	2	2	3	0	0	15
	居宅支援	0	0	0	0	5	0	5
	計	44	12	7	8	8	2	81
新町御池	GH	24	1	0	0	0	1	26
	居宅支援	0	0	0	0	3	0	3
	計	24	1	0	0	3	1	29
総計		68	13	7	8	11	3	110

※職員数には派遣職員を含む。

※事務職員にはデイサービスの運転手、機能訓練指導員を含む。

(2) 職員研修

ア 法定研修

厚生労働省は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について等においては、施設の運営に当たって、権利擁護、身体拘束等、様々な研修を必ず実施し、職員に受講させなければならないとしています。これらの研修（以下「法定研修」という。）は、テーマや内容が多岐に渡るため、様々な研修を実施する必要があります。

一方で、24時間年中無休で稼働している施設にシフト制で勤務する職員全員が職場を離れて研修を受講するためには、多様な研修をそれぞれ複数回実施する必要があります。数十回の研修実施は、到底、現実的ではないため、職員が、各々のペースで受講できるEラーニングにより法定研修を受講することとしました。

法定研修以外の分野の研修の受講や、階層別、習熟度別の研修についても、Eラーニングをできるだけ活用することとしています。

令和7年度のEラーニングの受講状況は以下のとおりです。

名称	ビデオ本数	合計講義時間	受講完了者/対象者
必須 法定研修<感染症前期>感染症・食中毒の予防及び蔓延防止に関する研修	7本	38分36秒	80/81名
必須 法定研修<身体拘束前期>身体拘束の排除・高齢者虐待防止に関する研修	8本	6分46秒	80/81名
必須 法定研修<BCP前期>業務継続計画(BCP)に関する研修～感染症～	5本	29分26秒	80/81名
必須 法定研修<リスクマネジメント前期>事故発生又は再発防止に関する研修	7本	32分36秒	79/81名
必須 法定研修<リスクマネジメント前期>緊急時の対応に関する研修	5本	29分20秒	79/81名
必須 法定研修<権利擁護前期>介護現場で気をつけたいプライバシー保護に関する研修	6本	33分1秒	80/81名
必須 LIFE	37本	3時間38分47秒	1/1名
必須 居宅ケアマネ研修	9本	40分58秒	5/5名
必須 施設ケアマネ研修Ⅲ 難しくない精神的ケア	12本	1時間12分40秒	2/2名
必須 施設ケアマネ研修Ⅱ 令和6年度介護報酬改定 施設系サービスに関わる改定	25本	57分43秒	2/2名
推奨 施設ケアマネ研修Ⅰ 令和6年度介護報酬改定全体のポイント	5本	27分41秒	2/2名
必須 法定研修入浴加算Ⅰ取得研修	5本	29分8秒	10/10名

必須【通所介護】生活相談員向け研修～生活相談員に求められる力～	5 本	25 分 43 秒	3 / 3 名
必須【通所介護】生活相談員向け研修～対人援助技術～	5 本	24 分 9 秒	3 / 3 名
必須【通所介護】生活相談員向け研修～生活相談員とは～	5 本	28 分	3 / 3 名
必須【管理職】経営者向けトップマネジメント研修②～モノ・情報～	6 本	31 分 33 秒	11 / 11 名
必須【管理職】経営者向けトップマネジメント研修①～人～	7 本	37 分 32 秒	11 / 11 名
必須【OJT 指導者】令和7年度 OJT指導者研修	14 本	1 時間 5 分 39 秒	63 / 63 名
必須【リーダー】リーダーシップ研修～リーダーとしての心構え～	7 本	34 分 55 秒	19 / 19 名
必須 法定研修【特養・グループホーム】7年度 法定研修 褥瘡	6 本	36 分 17 秒	56 / 56 名
必須 法定研修【通所介護】入浴加算 I 取得研修	5 本	29 分 8 秒	10 / 10 名
必須【共通】認知症及び認知症ケアに関する研修	8 本	36 分 14 秒	81 / 81 名
必須【共通】接遇に関する研修	6 本	35 分 13 秒	82 / 82 名
必須 法定研修＜感染症後期＞感染症・食中毒の予防及び蔓延防止に関する研修	7 本	27 分 13 秒	80 / 81 名
必須 法定研修＜身体拘束後期＞身体拘束の排除・高齢者虐待防止に関する研修	6 本	24 分 37 秒	80 / 81 名
必須 法定研修＜リスクマネジメント後期＞事故発生又は再発防止に関する研修	6 本	20 分 53 秒	80 / 81 名
必須 法定研修＜BCP 後期＞業務継続計画 (BCP)に関する研修～自然災害～	7 本	31 分 40 秒	80 / 81 名
必須 法定研修＜権利擁護後期＞倫理及び法令遵守に関する研修	7 本	31 分 29 秒	80 / 81 名
合計	238本	18時間56分57秒	

イ その他の外部研修参加

次の表とおり、研修費用の法人による負担などを踏まえ、各部の職員が、勤務の一環として、外部の研修に参加しています。

所属	ユーカリ						新町				法人合計
	特養	CM	医務	デイ	居宅	管理	計	GH	デイ	居宅	計
参加者数	14	0	7	4	13	61	99	5	0	1	2
受講日数	66	0	7	11	13	61	158	5	0	1	2
											160

5 事故・ヒヤリハット

(1) 行政への報告事故

令和7年度に、事故で行政に報告したものは、長期3件（骨折2件、喉詰め1件）、グループホーム1件（骨折）でした。

(2) その他の事故・ヒヤリハット

事故については、発生の都度、事故の内容、経過を記録し、役職者を含めた複数の職員で原因を分析するとともに、対応策を策定しています。
そのうえで、これらを報告書にまとめ、関係するすべての職員へ周知し、情報の共有化を図っています。

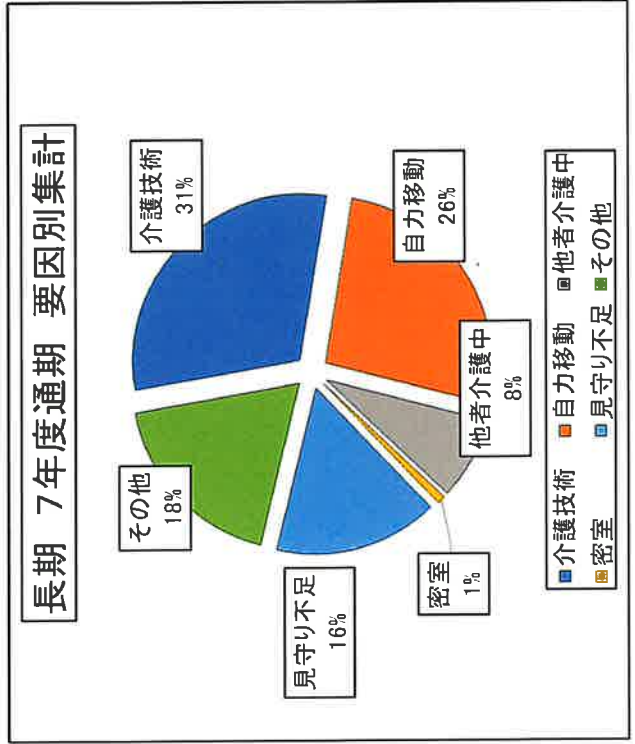
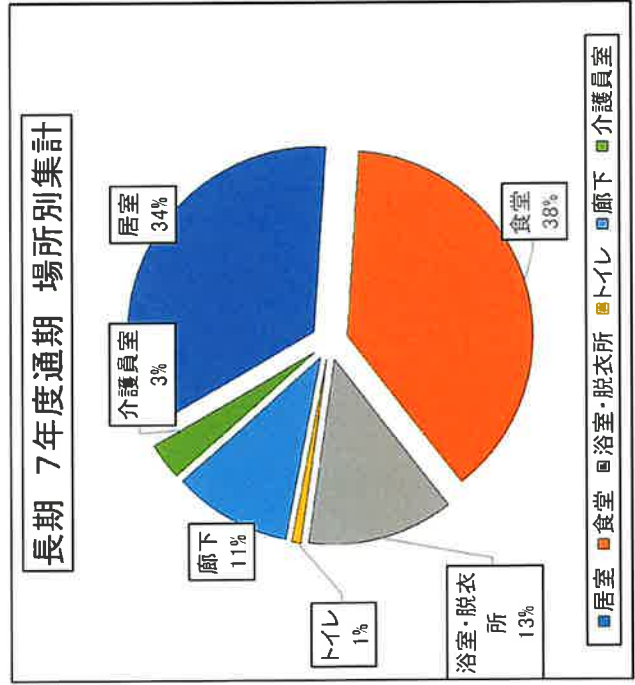
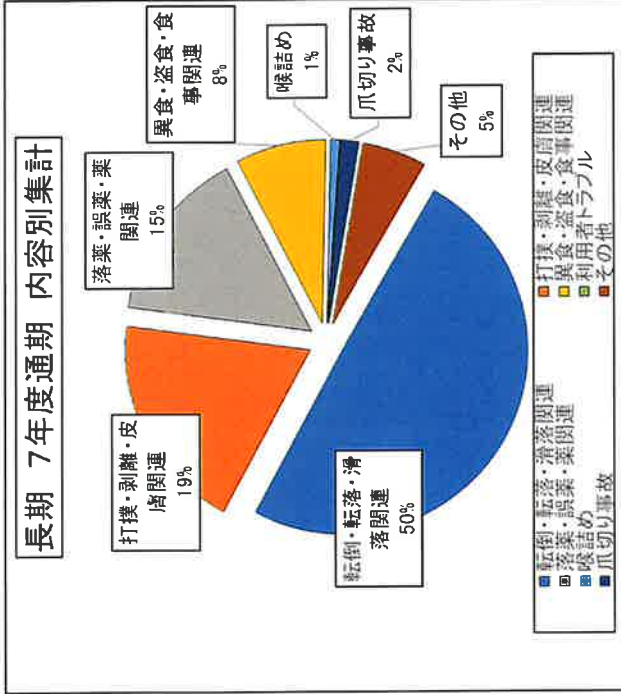
ア ユーカリの里

(ア) 特養長期

長期では、125件の事故が発生し、6年度の1129件からわずかに減少しました。事故の内訳は以下のとおりです。

一方、7年度のヒヤリハットは179件で、6年度の128件から増加しており、正しく報告する方向に向けた改善が見られました。

内容別集計	場所別集計(通年)					要因別集計(通年)						
	居室	食堂	浴室・ 脱衣所	トイレ	廊下	介護員 室	介護 技術	自力 移動	他者 介護中	密室	見守り 不足	その他
転倒・転落・滑落関連	62	35	15	0	1	11	0	30	10	0	11	0
打撲・剥離・皮膚関連	24	5	2	15	0	2	0	3	0	1	3	5
落薬・誤薬・薬関連	19	0	17	1	0	0	1	11	0	0	0	7
異食・盗食・食事関連	10	0	7	0	0	0	3	1	0	0	6	1
喉詰め	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
利用者トラブル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爪切り事故	2	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0
その他	7	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	10
計	125	43	48	16	1	13	4	38	33	10	20	23

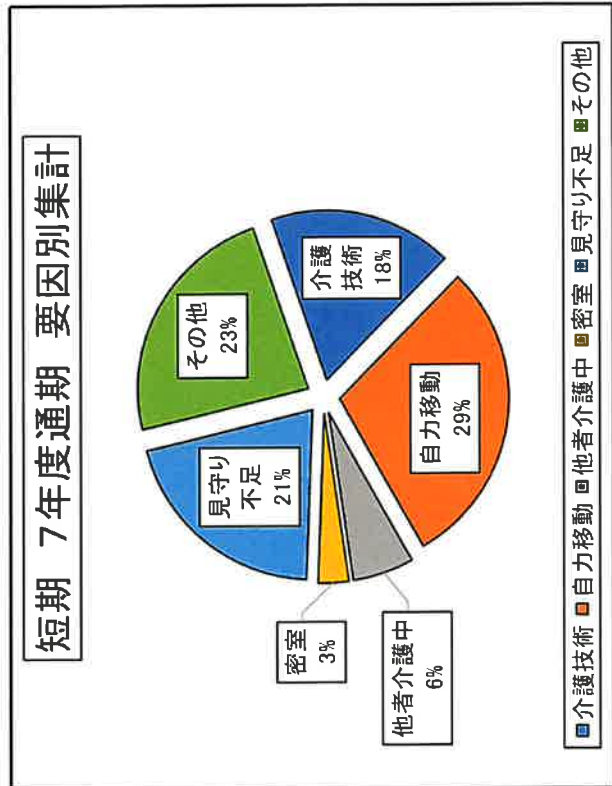
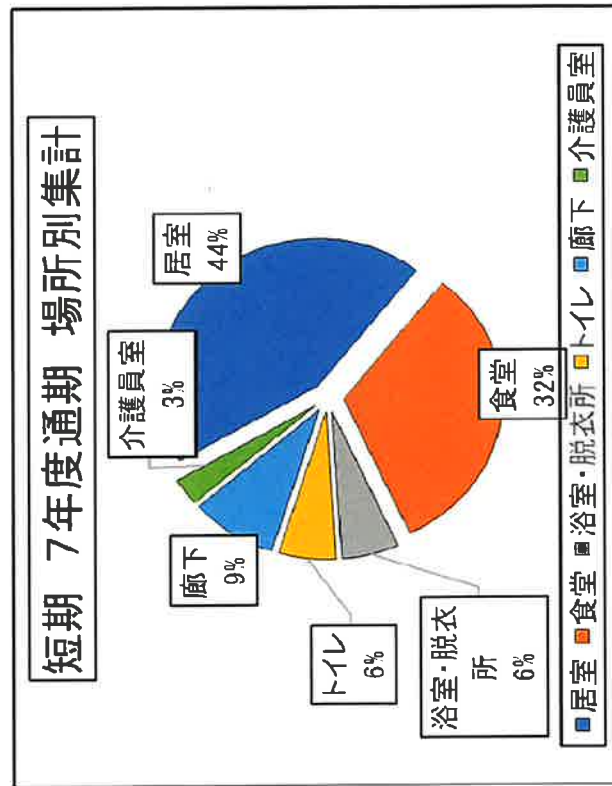
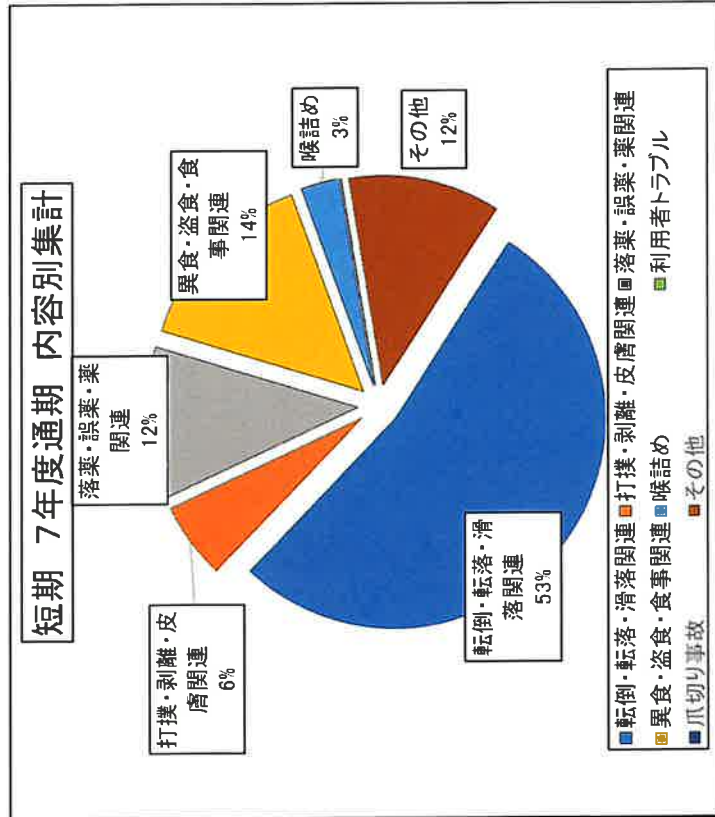


(イ) 短期

短期では、事故が34件発生し、6年度の58件から大幅に減少しています。事故の内訳は以下のとおりです。

一方、ヒヤリハットは48件で、6年度の59件から減少しており、事故の報告件数から見て少ないと思われませんが、事故とヒヤリハットの件数がほぼ同数であった6年度より幾分か改善しています。

内容別集計(通年)		発生場所別集計(通年)						要因別集計(通年)					
		居室	食堂	浴室・ 脱衣所	トイレ	廊下	介護員 室	介護 技術	自力 移動	他者 介護中	密室	見守り 不足	その他
転倒・転落・滑落関連	18	11	2	0	2	3	0	0	10	2	1	5	0
打撲・剥離・皮膚関連	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
落葉・誤薬・薬関連	4	1	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3
異食・盗食・食事関連	5	1	4	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0
喉詰め	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
利用者トラブル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爪切り事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	4	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4
計	34	15	11	2	2	3	1	6	10	2	1	7	8



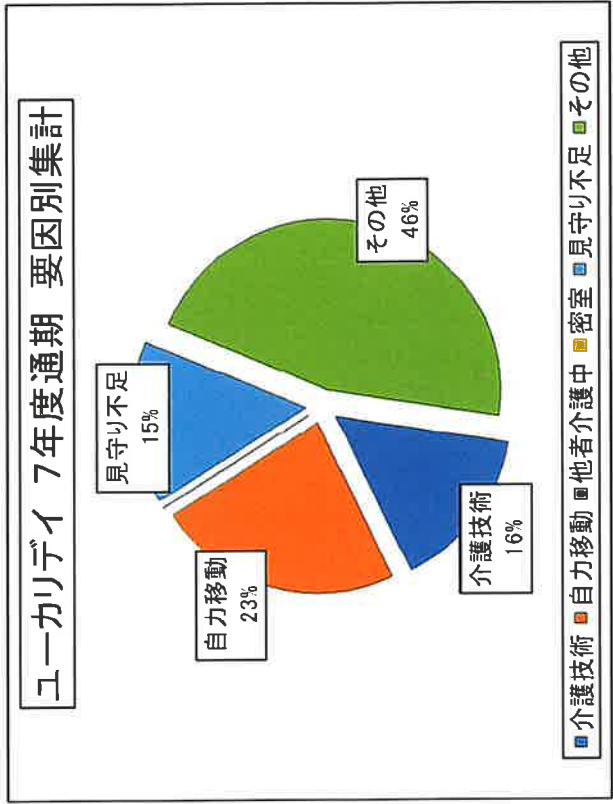
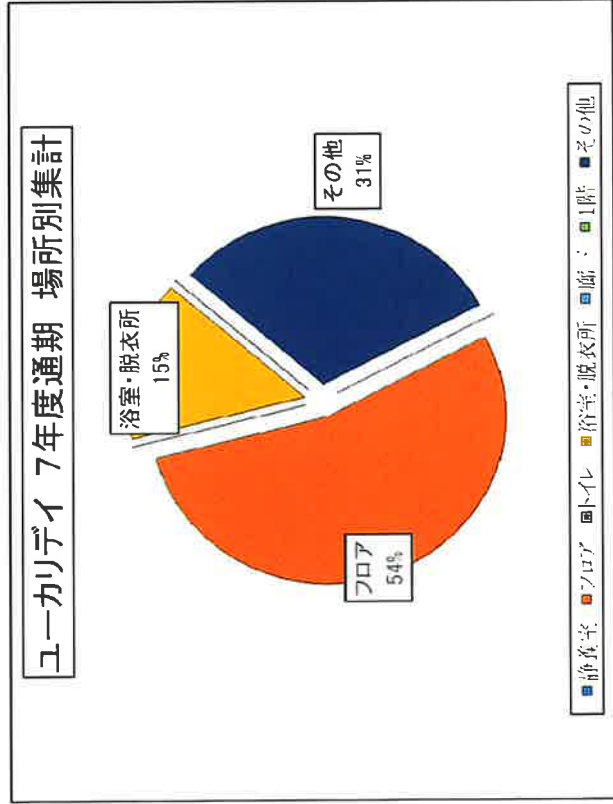
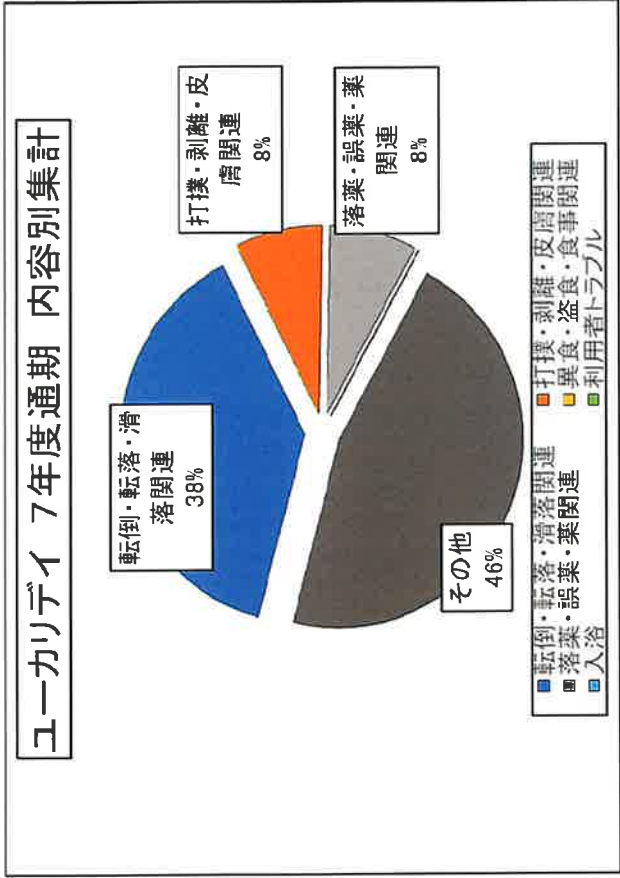
(ウ) ユーカリデザインサービス

デザインサービスでは、事故が13件発生し、6年度の3件から大幅に増加しています。事故の内訳は以下のとおりです。

一方、ヒヤリハットも6年度の8件から23件に増加しています。

事故、ヒヤリハットとも増加していますが、介護技術や施設環境の悪化によるものではなく、これまでより細かいな事故の発見ができるようになったことによるものと考えています。

内容別集計(通年)	場所別集計(通年)						要因別集計(通年)						
	静養 室	フロア	トイレ	浴室・ 脱衣所	廊下	1階	その他	介護 技術	自力 移動	他者 介護 中	密室	見守り 不足	その 他
転倒・転落・滑落関連	5	0	2	0	1	0	0	2	3	0	0	0	0
打撲・剥離・皮膚関連	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
落葉・誤薬・薬関連	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
異食・盗食・食事関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入浴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者トラブル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
送迎関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爪切り事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	6	0	4	0	1	0	0	1	0	0	0	1	5
合計	13	0	7	0	2	0	0	4	2	3	0	2	6

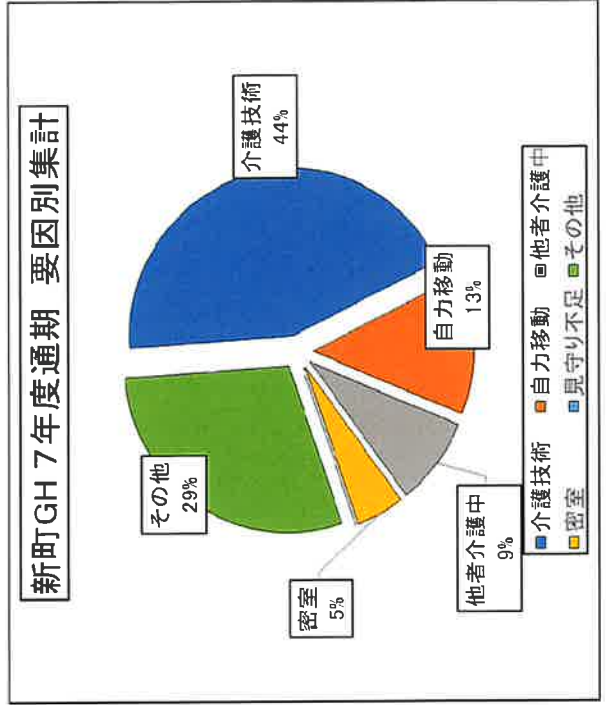
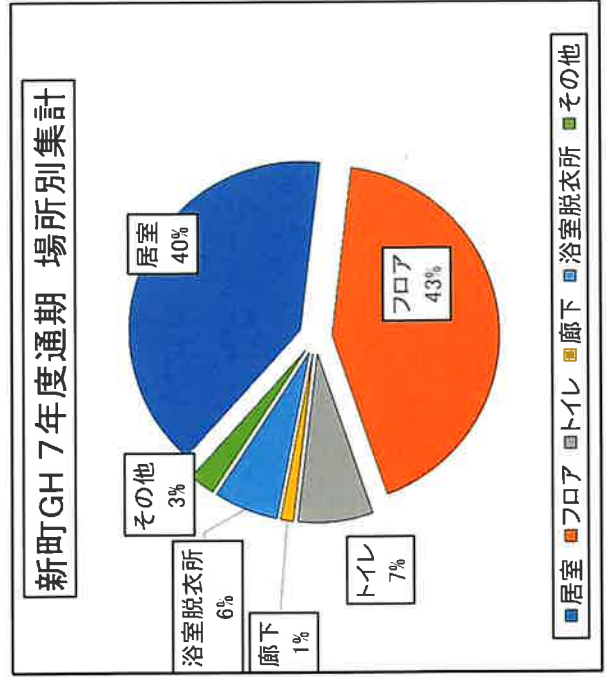
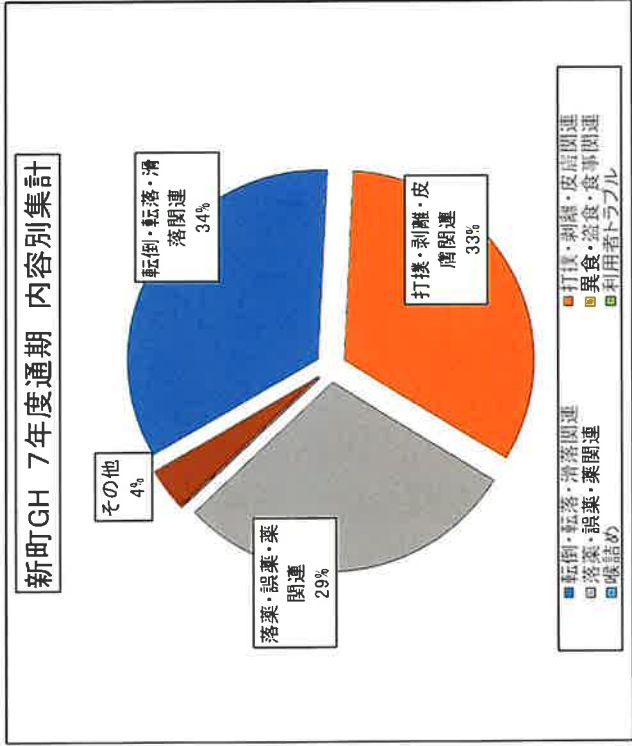


(ウ) グループホーム新町御池

短期では、事故が82件発生し、6年度の90件から減少しています。事故の内訳は以下のとおりです。

一方、ヒヤリハットは48件で、6年度の47件とほぼ同数でした。事故との件数比が逆転していますので、明らかにヒヤリハットの掘り起こしに失敗しており、今後の課題と考えています。

内容別集計(通年)		場所別集計(通年)						要因別集計(通年)					
		居室	フロア	トイレ	廊下	浴室 脱衣 所	その他	介護 技術	自力 移動	他者 介護中	密室	見守り 不足	その他
転倒・転落・滑落関連	28	15	10	2	0	0	1	8	9	7	4	0	0
打撲・剥離・皮膚関連	27	13	6	4	0	4	0	3	2	0	0	0	22
落薬・誤薬・薬関連	24	3	19	0	1	1	0	23	0	0	0	0	1
異食・盗食・食事関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
喉詰め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者トラブル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爪切り事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	2	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1
計	82	33	35	6	1	5	2	36	11	7	4	0	24



6 苦情・要望等

苦情では介護や他の利用者様、設備に関すること、要望・相談では食事に関することが寄せられています。いただいた苦情、要望等に対しては、迅速に対応するとともに、職員の対応で改める必要のあるケースについては、職員への周知・徹底を図っています。

(1) ユーカリの里

ア 長期

令和7年度の長期の苦情、要望、相談等は、合計で11件でした。6年度は合計28件でしたので、大幅に減少しています。

区分	申請者	ケアの内容	人間関係	食事の内容	個人の嗜好	居室設備 備品関係	荷物 紛失	送迎	その他	合計
苦情	本人様	2	3	0	1	0	0	0	1	7
	家族様	1	0	0	0	0	0	0	0	1
要望	本人様	0	1	1	0	0	0	0	1	3
	家族様	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相談	本人様	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家族様	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		3	4	1	1	0	0	0	2	11

区分	申請者	上半期	下半期
苦情	本人様	・同じ食堂にいる利用者様がニヤニヤして部屋に入ってくるのではないかと怖い ・職員の対応が怖かった ・外泊がしたい	・同じ食堂にいるいつも利用者様がニヤニヤしてこちらを見て怖い ・職員の接遇に問題があるのではないかと、平等に扱って欲しい ・食事の中に髪の毛が入っていた
	家族様	面会に来た際にEV前まで職員が見送りもしなかった	
要望	本人様		・靴が欲しいのでカタログを見せて欲しい ・娘と話して家にはもう戻れないと聞いた、ショックなので娘と話をさせて欲しい
	家族様		
相談	本人様		
	家族様		

イ 短期

令和7年度の短期の苦情、要望、相談等は、合計で21件でした。6年度は合計24件でしたので、ほぼ同数となっています。

区分	申請者	ケアの内容	人間関係	食事の内容	個人の嗜好	居室設備 備品関係	荷物 紛失	送迎	その他	合計
苦情	本人様	2	0	2	0	1	0	0	1	6
	家族様	2	0	0	0	0	4	0	1	7
	CM	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	医師 看護師	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要望	本人様	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	家族様	0	0	1	0	0	0	0	1	2
	CM	0	0	0	0	0	0	0	1	1
相談	本人様	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家族様	1	0	0	0	0	0	0	1	2
	CM	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		8	0	3	0	1	4	0	5	21

分	申請者	上半期	下半期
苦情	本人様	・別盛りで提供するちらし寿司を通常のまま提供し、食事が出来なかった	・排便があるのに看護師に5日出てないと言われた ・夜間の巡回の声で起こされる ・他の利用者に突き飛ばされたのに、職員がまともに取りあってくれなかった ・他の部屋のテレビのリモコンの操作でTVが付くのかかわない ・職員の言葉遣いが汚かった ・バラ寿司を別盛りにして提供する予定が通常の状態を提供した件で、気持ちが悪くて食べられない
	家族様	・ショートから帰ると髪が伸びている(ご本人の拒否が強い事を説明)、 ・装具の装着について職員の「難しい」という声で空気が悪くなった ・眼鏡を紛失した 2ヵ月前のセーターの忘れ物を突然かえされた	・荷物の中に他の方の物が入っていた ・利用中にリハビリが出来なかった ・違う服を着て帰ってきた
	CM	・ショート帰宅日に流腸を施行されたので、帰宅後便が多量に出て家族が困った	・受け入れ人数や曜日の調整の件について
	本人様		
要望	家族様	・母に粽を食べさせたい	・受け入れ人数や曜日の調整の件について
	CM		・
相談	本人様		・
	家族様	・排泄、入浴女性が対応出来ないか。他もそうなのか ・入浴の回数を1回増やしてほしい ・リハビリができる日に利用したい ・朝食はパンがいい (全て同じご家族様より)	・介護保険制度に関する事で教えて欲しい
	CM		・

イ デイサービス

令和7年度のデイサービスの苦情、要望、相談等は、合計で9件でした。6年度は合計5件でしたので、ほぼ倍増していますが、6年度までの報告、計上に漏れがあったものと考えています。

区分	申請者	ケアの容	人間関係	食事の容	個人の好	居室設備 備品関係	荷物失	送迎	その他	合計
苦情	本人様	0	1	0	1	0	0	1	0	3
	家族様-CM[	1	0	0	0	0	0	0	1	2
要望	本人様	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	家族様	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相談	本人様	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	家族様	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	計	1	2	1	1	1	0	1	2	9

区分	申請者	上半期	下半期
苦情	本人様	・特定の利用者が、乗車までの準備に時間がかかる事に対して 「あの人がいつも時間かかるな」	特定の利用者が乗車されるまでの時間が長い事で、「遅い、遅すぎる」
	家族様・CM[	・ズボンの汚染による施設からの謝罪文の書き方についての指摘	皮膚状態により入浴がシャワーでの対応となる時があるが、「人に移るから」と職員に言われた事を気にされていた
要望	本人様	・今日はやる事があるから、食事のあとに帰りたい ・押絵を持ってきたので一緒に撮影して欲しい	奥の男子トイレにあるU字型の手すり、手前のトイレの右側に もあつたら助かる
	家族様	・	
相談	本人様	・	朝の忙しい時間に担当 CM から電話が来て困っている
	家族様	・	自宅での食量や対応方法について

イ グループホーム新町御池

令和7年度のグループホーム新町御池の苦情、要望、相談等は、合計で8件でした。6年度は合計15件でしたので、大幅に減少しています。

区分	申請者	他利用者への 不満	食事への 不満	介護への 不満	居室・設備への 不満	その他	合計
苦情	本人様	0	0	0	0	0	0
	家族様	0	0	0	0	2	4
	ご近所様	0	0	0	0	0	0
要望	本人様	1	0	0	0	0	1
	家族様	0	0	0	0	1	2
相談	本人様	0	0	0	0	0	0
	家族様	0	0	0	0	1	1
小計		1	0	0	0	4	8

区分	申請者	上半期		下半期	
苦情	本人様				
	家族様	・ユニットに直接電話を何度もしているのにつながらない。 ・外出の時にかぶってきた帽子がフリース素材であった。(6月)		・肌着の口が大きく開いている物で寒そうであった。季節に応じた衣類の選択をしてもらいたい ・居宅療養管理指導書兼在宅療養計画書の年齢が違っていた	
要望	本人様			・他の利用者さんの声が大きくて頭が痛いので何とかして欲しい	
	家族様			・外出の時はシルバーカーにパッドを用意しておいてください ・グループホームとのLINEの登録の仕方と、ホームページの見方を教えてもらいたい	
相談	本人様			・	
	家族様	・外食はしても良いんでしょうか		・	

7 地域貢献

令和7年度における地域貢献事業については、次とおりでした。

日時	活動名	場所	備考
2025 年 4 月 25 日	上賀茂サロン実務者会議	上賀茂自治会館	
2025 年 5 月 19 日	雲ヶ畑サロン「さじきの里」活動	旧雲ヶ畑小中学校	○上賀茂デザインサービスと合同で実施。4 名の方の送迎を担当 ○参加者：柘野地域にお住まいの方や地域役員の方々 ○ユーカーの里からは、機能訓練士による体操を行う
2025 年 7 月 30 日	令和7年度第 2 回柘野生活圏 地域ケア会議	北消防署1階 講堂	
2025 年 8 月 28 日	R7 年度第 4 回柘野圏域 防災 PJ 会議	にしがもさん家 都会交流センター	
2025 年 9 月 25 日	R7 年度第 5 回柘野圏域 防災 PJ 会議	北区総合庁舎 西庁舎2 階講堂	
2025 年 10 月 1 日	柘野生活地域圏域ケア会議	北消防署 1 階 講堂	○机上訓練を通して事業所 BCP/災害マニュアルのブラッシュアップを行う
2025 年 10 月 16 日	上賀茂学区地域ケア会議	上賀茂神社参集殿	
2025 年 10 月 23 日	R7 年度第 6 回柘野圏域 防災 PJ 会議	にしがもさん家 /都会交流センター	
2025 年 10 月 26 日	上賀茂サロン ユーカーの里担当	ユーカーの里 デイフロア	○身近な居場所作りの為、地域の方に向けた集まりを実施 ○ピラティスを交えた機能訓練体操/栄養指導、季節のお菓子作りを提供 ○参加者：上賀茂学区在住 65 歳以上の方
2025 年 11 月 6 日	R7 年度第 7 回柘野圏域 防災 PJ 会議	にしがもさん家 /都会交流センター	

2025 年 11 月 7 日	上賀茂小学校総合学習 認知症サポーター事前打ち合わせ	ユーカーの里 /上賀茂小学校	○11 月 13 日の総合学習に向けて、内容の最終確認
2025 年 11 月 13 日	上賀茂小学校総合学習 認知症サポーター養成講座	上賀茂小学校 体育館	○11 月 7 日の事前打ち合わせを経て、小学 5 年生を対象とした総合学習を実施予定 ○講義内容:高齢者や認知症の特徴/高齢者との接し方を絵や劇などで興味を持てるように分かりやすく伝える ○事業所 BCP/災害マニュアルのブラッシュアップを行う
2025 年 12 月 3 日	柊野生活地域圏域 ケア会議	北消防署 1 階 講堂	
2025 年 12 月 18 日	R7 年度第 8 回柊野圏域防 災 PJ 会議	にしがもさん家 /都会交流センター	
2026 年 3 月 26 日	上賀茂サロンふりかえり	オンライン開催	○北区社会福祉協議会主催 ○令和7年度の活動報告と感想

8 理事長専決

(1) 規則改正

令和7年10月以降、6月1日までに理事長が専決した規程の改正は、以下のとおりです。

(施行日 2月1日)

規程の名称	改正理由	改正の内容
就業規則	1 改正理由 (1)厚生労働省の集計によれば、定年制を廃止または65歳に引き上げている企業が全体の約35%に達する中、職員の確保に資するよう、定年を65歳に延長する必要があるため。 (2)これまで、契約職員のうち、週40時間勤務の者と、40時間未満の勤務の者の区別がなかったが、区分を改め、一般的なフルタイムの契約社員、短時間のパートタイマー又はアルバイトと整合させる必要があるため。 (3)雇用種別、形態が同一の者の間の契約条件を統一させ、不公平な状況を是正する必要があるため。 (4)カイクエその他のスキマバイトのシステムにより雇用する職員を区分して扱う必要があるため。 (5)育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「法」という。)の令和7年度施行部分について、育児・介護休業等に関する規則を改正し、就業規則もこれに適合させる必要があるため。	1 改正の内容 (1)定年年齢を65歳に改める。ただし、管理職は、必要に応じて延長可能とするよう改める。 (2)嘱託職員及び契約職員について、40時間勤務の者は、常勤嘱託職員と特定嘱託職員とに区分して月給制とし、40時間未満勤務の者は、時給制の短時間勤務職員に区分する。さらに、嘱託職員の雇用期間の延長を70歳までとし、延長を認めないこととするとともに、70歳以降は時給制の契約職員となることができるよう改める。 (3)スキマバイトを日雇契約職員として区分するよう改める。 (4)育児・介護休業等に関する規則の改正に適合するよう規定を改める。 (5)その他規定を整備する。 2 施行日等 (1)この規則は、令和8年2月1日から施行する。 (2)この規則の施行の日前から継続雇用していた職員で、本人との協議において変更しないことについて合意した者については、なお従前の例による。

(施行日 2月1日)

規程の名称	改正理由	改正の内容
1 改正理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律において令和7年に施行された改正部分に適合していなかった次の項目について、改正する必要があるため。 (1)子の看護休暇の見直し (2)残業免除の対象拡大 (3)短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加 (4)育児のためのテレワーク導入(努力義務) (5)育児休業取得状況の公表義務適用拡大 (6)介護休暇を取得できる労働者の要件緩和 (7)介護離職防止のための雇用環境整備 (8)介護離職防止のための個別の周知・意向確認 (9)介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供 (10)介護のためのテレワーク導入 (11)柔軟な働き方を実現するための措置等 (12)軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認 (13)仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮 育児・介護休業等に関する規則	1 改正内容 (1)対象範囲の拡大 (2)排除規定の一部削除 (3)養育両立支援休暇の導入 (4)意向聴取、配慮の規定、研修規定の新設 (5)その他規定を整備する。 2 この規則は、令和8年2月1日から実施する。	

規程の名称	改正理由	改正の概要
常勤職員給与規則	1 改正理由 (1)介護職処遇改善手当等の定額で毎月支払われる手当について、勤務日数が月の2分の1未満の場合は、全額を支払わないとしていたが、この規程は労働基準法第24条に違反するおそれがあり、削除する必要があるため。 (2)賃金控除について、最低賃金を下回ることがないよう規定する必要があるため。 (3)資格手当について、介護職について必要とされる認知症介護基礎研修を加え、無資格者には資格手当を支給しないこととし、資格に該当しない経験年数による手当を廃止する必要があるため。 (4)特養の専任相談員について、他の職種と同様に待機電話業務について手当を支給する必要があるため。 (5)勤怠システムに関し、負担の格段に大きいシステム管理者を適正に遇する必要があるため。 (6)管理部の業務に従事する者に対して、適正な手当を支給する必要があるため。 (7)前歴に関し、看護助手経験を高齢者介護業務と同様に扱う必要があるため。 (8)能力判定のうえ、昇格を判断するよう昇格要件に能力要件を追加する必要があるため。	1 改正の内容 (1)介護職処遇改善手当その他の手当の2分の1条項を削る。 (2)技能経験手当の年収見込み額要件を削る。 (3)欠勤控除の計算方法について、控除対象外とする給与を明記するとともに、控除対象給与についても、要勤務日数で日割りし、額を求めるよう改める。 (4)資格手当について、介護職に認知症介護基礎研修を加え、無資格者が該当するその他及び経験年数の項目を削る。 (5)特養の専任相談員について、待機電話業務の対象とする。 (5)勤怠システムに関し、システム管理者の項目を新設する。 (6)管理部の業務に就いて、業務手当の項目を設ける。 (7)前歴に関し、看護助手経験を加える。 (8)任用要件に能力基準の項目を加える。 (9)その他規定を整備する。 2 施行日等 この規則は、令和2年2月1日から施行する。

規程の名称	改正理由	改正の概要
常勤嘱託職員等給与規則	1 理由 (1)就業規則における職員の定年及び種別の改正、並びにこれに伴う常勤職員給与規則の改正に適合させる必要があるため。 (2)引用する常勤職員給与規則の並び順に条項を並び替える必要があるため。	1 改正の内容 (1)就業規則及び常勤職員給与規則の改正に適合するよう関係条文を改める。 (2)引用する常勤職員給与規則の並び順に条項を並び替える。 (3)その他規定を整備する。 2 施行日等 (1)施行日 この規則は、令和8年2月1日から施行する。 (2)適用 この規則の施行の日前に改正前の就業規則第35条の3に規定する継続雇用職員として継続雇用していた職員のうち、本人との協議において雇用種別及び就労条件を変更しないことについて合意に達した者については、なお従前の例による。
契約職員給与規則	1 理由 (1)就業規則における職員の定年及び種別の改正、並びにこれに伴う常勤職員給与規則の改正に適合させる必要があるため。 (2)昇給停止年齢を職員種別にかかわらず60歳とする必要があるため。	1 改正の内容 (1)就業規則及び常勤職員給与規則の改正に適合するよう関係条文を改める。 (2)その他規定を整備する。 2 施行日等 (1)施行日 この規則は、令和8年2月1日から施行する。 (2)適用 この規則の施行の日前に改正前の就業規則第35条の3に規定により契約職員として継続雇用していた職員のうち、本人との協議において雇用種別及び就労条件を変更しないことについて合意に達した者については、なお従前の例による。

(令和8年5月31日施行)

規程の名称	改正理由	改正の概要
職員研修規則を廃止する規則	1 理由 (1) 研修に関し、e－ラーニング、オンデマンド研修その他の研修受講方法の多様化と変化スピードが高速化しており、規則による対応は、迅速な対応が困難であり、改正による対応も煩瑣に過ぎるため、要綱その他のより簡易な対応とせざるを得ないため。 (2) 個別の研修の様々な事情に応じ、きめ細かに対応するためには、より詳細な取り扱いを定めることが適当な場合があり、規則での対応は適さないため。 (3) すでに、介護福祉士、介護支援専門員等について、要綱による対応を行っており、研修規則と必ずしも整合しないため。	1 施行日 職員研修規則は、令和8年5月31日に廃止する。

(施行日 6月1日)

規程の名称	改正理由	改正の内容
就業規則改正	1 改正理由 (1)月の途中で職員を採用した場合に、時給制で月末まで雇用し、翌月から月給制の常勤職員へ変更する取扱いとしているが、明文規定がなく、時給制の間の位置づけを明確化する必要があるため。 (2)就業時間中の職務について、職場離脱、私用等の事例が発生しており、職務専念義務について明記するとともに、禁止事項等についても明記する必要があるため。 (3)成果を上げた職員に対して、表彰に加え、報奨制度を設け、さらに奨励する必要があるため。 (4)懲戒処分について、最大の停職期間を6カ月に延長し、解雇まで切れ目のない罰則規定を設ける必要があるため。 (5)常勤職員への転換について、職員への情報提供を行うことを明記するとともに、手続きについて必要時、随時行うよう改める必要があるため。	1 改正の内容 (1)月の途中で職員を採用した場合の時給制の職員について区分を明らかにする。 (2)職務専念義務について明記するとともに、禁止事項等について明記する。 (3)報奨制度を設ける。 (4)懲戒処分について、最大の停職期間を6カ月に延長する。 (5)常勤職員への転換について、職員への情報提供を行うことを明記するとともに、手続きについて必要時、随時行うよう改める。 (6)その他規定を整備する。 2 施行日等 (1)この規則は、令和8年6月1日から施行する。 (2)この規則による改正後の懲戒処分規定は、この規則の施行の日以後に懲戒処分決定があった場合に適用する。

規程の名称	改正理由	改正の概要
常勤職員給与規則	1 改正理由 (1) 処遇改善加算制度の改正に対応する必要があるため。 (2) 職員の資質向上のため、有用な資格の所有に対し、手当を支給する必要があるため。 (3) 介護職として看護師を採用する場合の取扱いについて明確化する必要があるため。 (4) 報奨の授与としての一時金の支給、昇給、昇格について定める必要があるため。	1 改正の内容 (1) 給料表について各号級をそれぞれ9000円増額する。 (2) 資格手当について、職種に応じ、必須となる資格のほか、有用な資格を優遇資格とし、手当の額及び支給決定の方法を定める。 (3) 介護職として看護師を採用する場合は、介護福祉士と同様の取扱いとする。 (4) 報奨の授与としての一時金の支給、昇給、昇格について対応を定める。 (5) その他規定を整備する。 2 施行日等 この規則は、令和8年6月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の第3条第2号の規定は、令和8年7月1日から施行する。
契約職員給与規則	1 理由 (1) 処遇改善加算制度の改正に対応する必要があるため。 (2) 職員の資質向上のため、有用な資格の所有に対し、手当を支給する必要があるため。 (3) 職員の申請を受け、認定後に支給する資格手当及び通勤手当の計算方法を明確化する必要があるため。	1 改正の内容 (1) 給料表について、号級をそれぞれ60円増額する。 (2) 資格手当について、常勤職員給与規則に適合させる。 (3) 職員の申請を受け、認定後に支給する資格手当及び通勤手当の計算方法を明確化する。 (4) その他規定を整備する。 2 施行日等 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

(2) 理事長が専決した契約の内容

令和7年度の職員の採用に関し、理事長が専決した契約は、以下の10件です。

※うち番号1～5までは11月理事会・評議員会で報告済みの者を再掲

番号	契約の概要	契約の相手方	紹介料等	所属	氏名	職員種別	職種	入職日
1	人材紹介	(株)トライトキャリア (介護ワーカー)	1,078,275	グループホーム新町御池	-	常勤職員	介護	4/21
2	人材紹介	(株)トライトキャリア (介護ワーカー)	1,140,535	グループホーム新町御池	-	常勤職員	介護	5/19
3	人材紹介	(株)マイナビ	1,151,095	特別養護老人ホームユーカーの里	-	常勤職員	介護	7/1
4	人材紹介	(株)マイナビ	1,058,475	特別養護老人ホームユーカーの里	-	常勤職員	介護	7/1
5	人材紹介	(株)マイナビ	1,160,775	特別養護老人ホームユーカーの里	-	常勤職員	介護	9/1
6	人材紹介	(株)TSACE (介護エース)	1,140,150	グループホーム新町御池	-	常勤職員	介護	12/1
7	人材紹介	(株)マイナビ	1,111,275	特別養護老人ホームユーカーの里	-	常勤職員	介護	12/1
8	人材紹介	(株)マイナビ	1,186,350	グループホーム新町御池	-	常勤職員	介護	1/1
9	人材紹介	(株)HR CAREER	1,353,330	特別養護老人ホームユーカーの里	-	常勤職員	介護	1/1
10	人材紹介	(株)トライトキャリア (介護ワーカー)	1,167,375	グループホーム新町御池	-	常勤職員	介護	4/1